

青森県海岸漂着物対策推進地域計画

平成 23 年 3 月

[令和 5 年 3 月変更]

青森県

目次

| | |
|--|----|
| 1. 青森県海岸漂着物対策推進地域計画策定の意義及び目的 | 1 |
| 2. 青森県における海岸漂着物等の現状と課題 | 2 |
| 2.1 海岸の延長、自然環境、社会環境等 | 2 |
| (1) 海岸延長 | 2 |
| (2) 人口分布及び河川位置 | 3 |
| (3) 漁港・港湾施設 | 4 |
| (4) レクリエーション施設 | 6 |
| (5) 自然公園等 | 7 |
| 2.2 海岸漂着物等の現状と処理等の課題 | 9 |
| (1) 海岸漂着物の漂着要因 | 9 |
| (2) 海岸漂着物の漂着状況 | 10 |
| (3) 海岸漂着物量の総量の推計 | 20 |
| (4) アンケート調査及びヒアリングによる確認 | 22 |
| (5) 現地調査結果及びアンケート調査結果等における課題のまとめ | 25 |
| 3. 青森県海岸漂着物対策の基本目標と基本方針 | 26 |
| 4. 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域及びその対策内容 | 27 |
| 4.1 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域の設定 | 27 |
| (1) 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域について | 27 |
| (2) 重点区域の設定方法 | 27 |
| (3) 重点区域の範囲設定 | 28 |
| 4.2 重点区域に関する海岸漂着物対策の内容 | 31 |
| (1) 海岸漂着物等の処理 | 31 |
| (2) 海岸漂着物等の発生抑制 | 33 |
| (3) 普及啓発、環境教育及び消費者教育 | 38 |
| 5. 関係者の相互協力及び役割分担に関する事項 | 39 |
| 5.1 海岸漂着物対策に関する関係者の相互協力 | 39 |
| (1) 民間団体等の積極的な参画の促進 | 39 |

| | |
|--|----|
| (2) 自発的な意思の尊重と公正性・透明性の確保..... | 39 |
| (3) 民間団体等との緊密な連携と活動の支援..... | 39 |
| (4) 国際協力の推進..... | 40 |
| 5.2 海岸漂着物対策に関する関係者の役割分担..... | 40 |
| (1) 国の役割..... | 40 |
| (2) 県の役割..... | 41 |
| (3) 海岸管理者等の役割..... | 41 |
| (4) 市町村の役割..... | 42 |
| (5) 民間団体等の役割..... | 42 |
| 5.3 青森県海岸漂着物対策推進協議会の運営..... | 44 |
| 6. 対策実施にあたり配慮すべき事項及びその他海岸漂着物対策の推進に関し必要な事項..... | 45 |
| 6.1 モニタリングの実施..... | 45 |
| 6.2 災害等の緊急時における対応..... | 45 |
| 6.3 地域計画の推進にあたって..... | 45 |
| (1) 地域計画の進行管理..... | 45 |
| (2) 地域計画の見直し..... | 46 |

(用語の定義)

| | |
|---------|---|
| 海岸漂着物 | 海岸に漂着したごみその他の汚物又は不要物 |
| 漂流ごみ等 | 沿岸海域において漂流し、又は海底に存するごみその他の汚物又は不要物 |
| 海岸漂着物等 | 海岸漂着物及び海岸に散乱しているごみその他の汚物又は不要物並びに漂流ごみ等 |
| 海岸管理者等 | 海岸法第2条第3項の海岸管理者及び他の法令の規定により施設の管理を行う者であってその権原に基づき、又は他の法令の規定に基づいて国又は地方公共団体が所有する公共の用に供されている海岸の土地を管理する者 |
| ごみ等 | ごみその他の汚物又は不要物 |
| 民間団体等 | 非営利組織その他の民間団体 |
| 周辺国 | 日本国内や周辺の国又は地域 |
| 海岸漂着物対策 | 海岸における良好な景観並びに海洋環境の保全を図ることを目的としてなされる、海岸漂着物等の円滑な処理を図るための施策とその効果的な発生抑制を図るための施策 |
| 沿岸 | 海に沿った岸。海の陸地に近い部分。 |

1. 青森県海岸漂着物対策推進地域計画策定の意義及び目的

青森県は、本州最北に位置し、海岸線総延長約 800km（全国 13 位）を有しており、日本海、津軽海峡、太平洋と三方を海に囲まれ、対馬暖流、津軽暖流、千島寒流の 3 つの海流の影響を受ける地理的な特性から、毎年多くのごみ等が漂着し、景観、自然環境、水産資源、観光など、県内の豊かな資源への影響が深刻な問題となっています。

国においては、海岸における良好な景観及び環境を保全し、海岸漂着物の円滑な処理及び発生の抑制を図るために、平成 21 年 7 月に「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（以下、「海岸漂着物処理推進法」という。）」を制定しました。また、これに基づいて、「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（以下、「国の基本方針」という。）を平成 22 年 3 月に閣議決定し、海岸漂着物対策を推進してきました。

しかしながら、海岸漂着物処理推進法施行後 10 年以上経過した現在においても、国内の海岸には大量の海岸漂着物が存在し、また、沿岸海域においては漂流ごみ等が船舶の航行の障害や漁業操業の支障となっており、海洋の環境に深刻な影響を及ぼしています。さらに近年では、海洋に流出する廃プラスチック類やマイクロプラスチックが生態系に与える影響等について国際的に関心が高まり、世界全体で取り組まなければならない課題となっています。

そこで、国においては、平成 30 年 6 月に海岸漂着物処理推進法（「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」に法律名一部改正）を改正し、国の基本方針についても令和元年 5 月に一部変更しました。その他、「地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）」を都道府県に交付することとし、財政的な支援が整備されています。

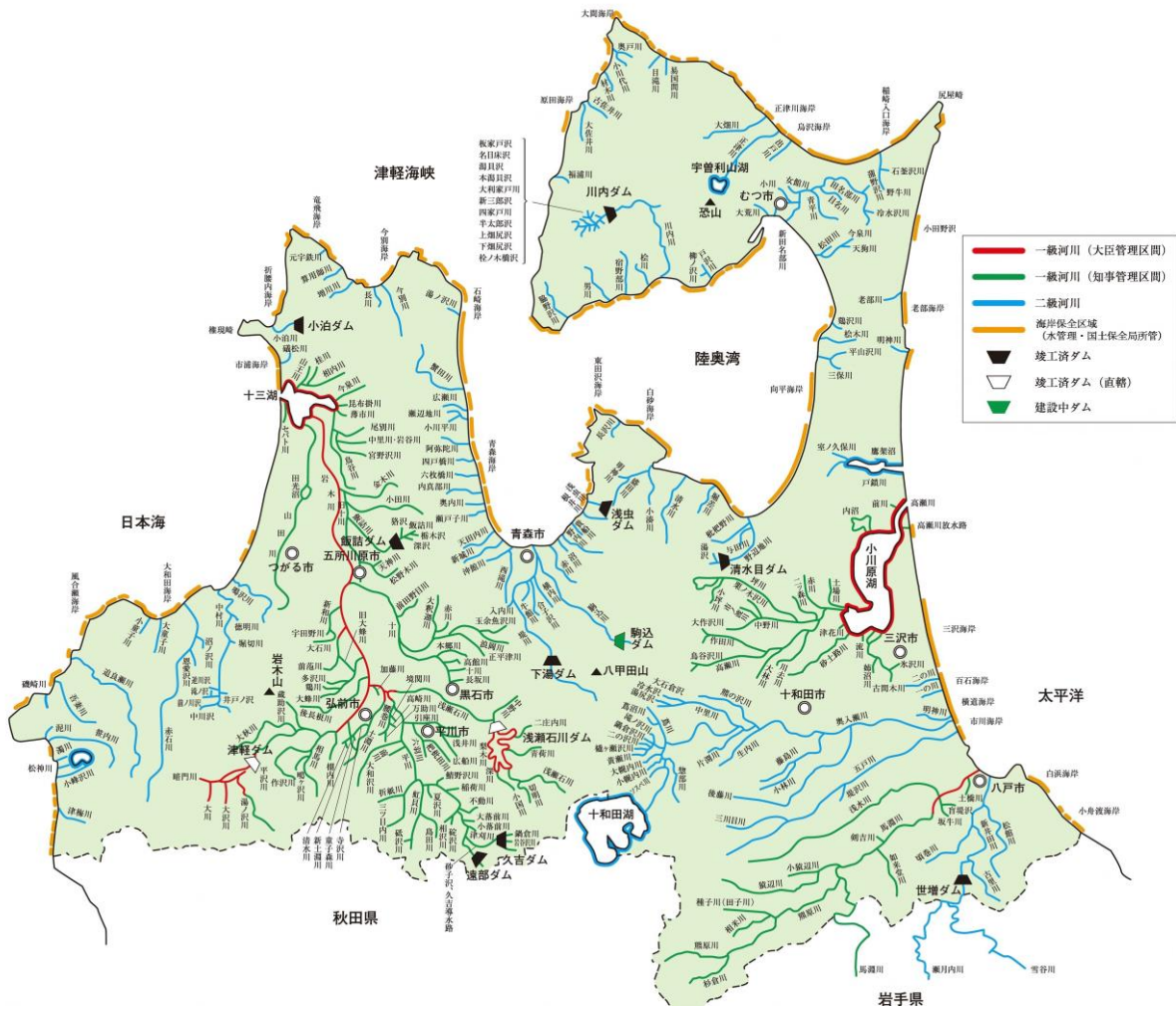
「青森県海岸漂着物対策推進地域計画」（以下、「地域計画」という。）は、海岸漂着物処理推進法第 14 条の規定に基づき、国の基本方針に沿って、青森県の海岸漂着物対策を重点的に推進する区域、関係者の相互協力及び役割分担に関する事項等を定め、地域の海岸漂着物対策の基本的な方向性を示すとともに、それぞれの対策の内容を明らかにすることを趣旨として策定するものであり、海岸漂着物対策を推進することで、海岸の良好な景観、多様な生態系の確保、生活衛生の向上、水産資源の保全等、総合的な海岸の保全を図るものです。

2. 青森県における海岸漂着物等の現状と課題

2.1 海岸の延長、自然環境、社会環境等

(1) 海岸延長及び河川位置

青森県は、日本海、津軽海峡、太平洋、陸奥湾に面しており、海岸線の総延長は約 800km となっています。また、一級河川 3 水系 133 河川、二級河川 79 水系 157 河川の計 290 河川があります。図 2-1 に青森県の海岸線及び河川位置を、表 2-1 に種類別の海岸延長を示します。



資料：青森県ホームページ（以下、「HP」という。）、「あおもりの河川と海岸図」

図 2-1 海岸線及び河川位置

表 2-1 種類別の海岸延長

| 項目 | 延長 (m) | 海岸管理者等または土地の占有者 |
|---|---------|-----------------|
| A 海岸線全域 (A=B+C+D) | 795,035 | |
| B 要保全海岸 (海岸保全区域 ^{※1} +要指定区域 ^{※2}) | 388,022 | |
| 国土交通省水管理・国土保全局 | 212,824 | 県 |
| 国土交通省港湾局(二線堤を除く) | 53,407 | 県 |
| 農林水産省農村振興局 | 18,994 | 県 |
| 農林水産省水産庁(二線堤を除く) | 102,797 | 県、市町村 |
| C 一般公共海岸区域 ^{※3} | 122,144 | 県 |
| D その他 (公共施設、天然海岸等) | 284,869 | 国、県、民間 |

※1：海岸に関する被害から防護するため、海岸法に基づき、海岸管理者が指定した海岸

※2：都道府県知事が今後 5 年以内程度の間新たに海岸保全区域を指定し、海岸の保全をしたいとしている区域

※3：公共海岸(国等が所有する公共の用に供されている海岸の土地及びこれと一体として管理を行う水面)のうち海岸保全区域以外の区域

資料：国土交通省水管理・国土保全局、「海岸統計」(令和 2 年度)

(2) 人口分布

住民基本台帳(令和 4 年 4 月)によると、青森県の人口は全体で 123 万人、うち沿岸を有する 22 市町村の人口は 80 万人となっており、県人口の 65%を占めています。図 2-2 に各市町村人口の平面分布を示します。

人口が多い地域ほど人的活動により発生するごみ等が多く、これらのごみ等の一部が洪水時などに河川を通じて海岸へ流出し、海岸漂着物等となる可能性があります。

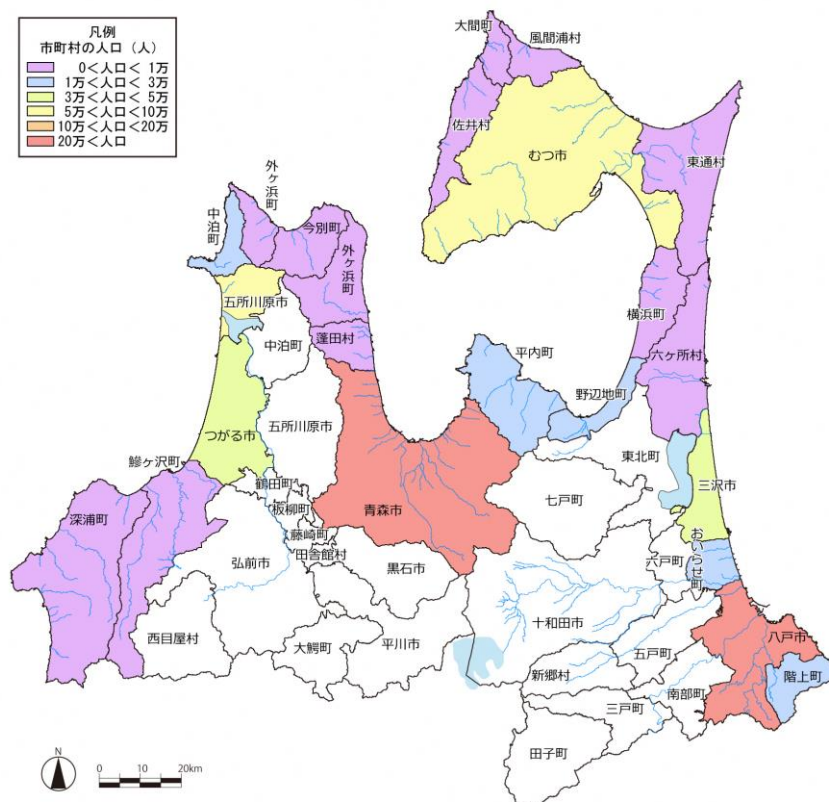


図 2-2 沿岸を有する市町村の人口分布

(3) 漁港・港湾施設

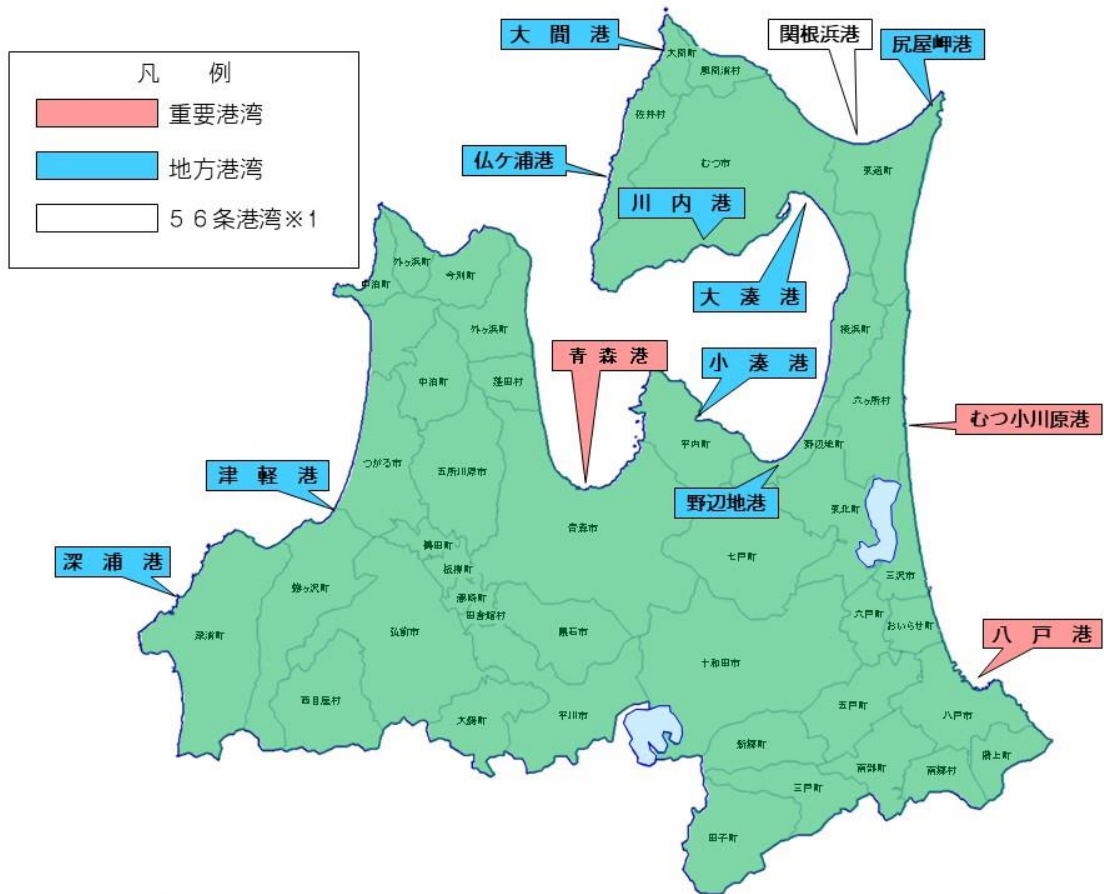
青森県は、三方を海に囲まれていることから、多くの漁港、港湾が存在し、海岸線には、漁港が 85 港、港湾が 13 港存在します。図 2-3、図 2-4 に各漁港、港湾の位置を示します。

漁港、港湾が存在する地域では、漁具などのごみ等が流出、散乱しやすく、また、防波堤などの海岸施設によって、ごみ等が捕捉されやすいと考えられます。



資料：青森県 HP、「青森県の漁港一覧」

図 2-3 漁港の位置



資料：青森県 HP、「港の紹介」から沿岸の港湾のみを抜粋（一部修正）

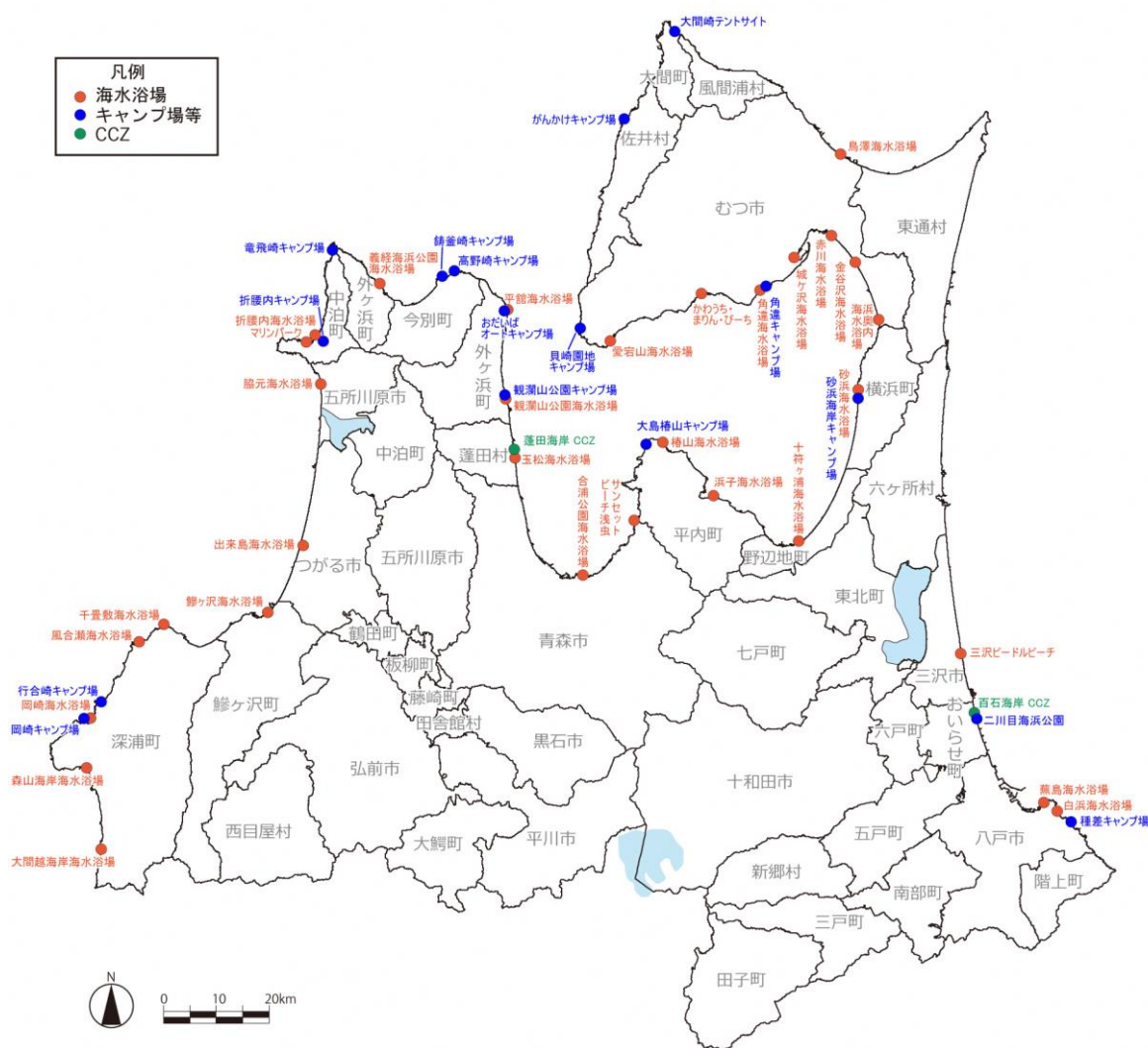
※1：56条港湾：港湾区域の定めのない港湾で、都道府県知事が水域を公告した港湾。

図 2-4 港湾の位置

(4) レクリエーション施設

青森県の海岸は、海水浴、キャンプ、釣り、サーフィン、ジェットスキーなど様々なレクリエーションに利用されています。レクリエーション施設として、図 2-5 に海水浴場、沿岸のキャンプ場等、CCZ（国土の整備、保全を図るとともに、人々が海と親しみ、また、集い憩える海浜地域（コースタル・コミュニティー・ゾーン））の位置を示します。

これらのレクリエーション施設が存在する地域では、利用に伴いごみ等が流出、散乱しやすいと考えられます。また、多くの利用者が訪れる場所では、海岸漂着物等が利用の妨げになる可能性もあることから、海岸漂着物対策が求められます。



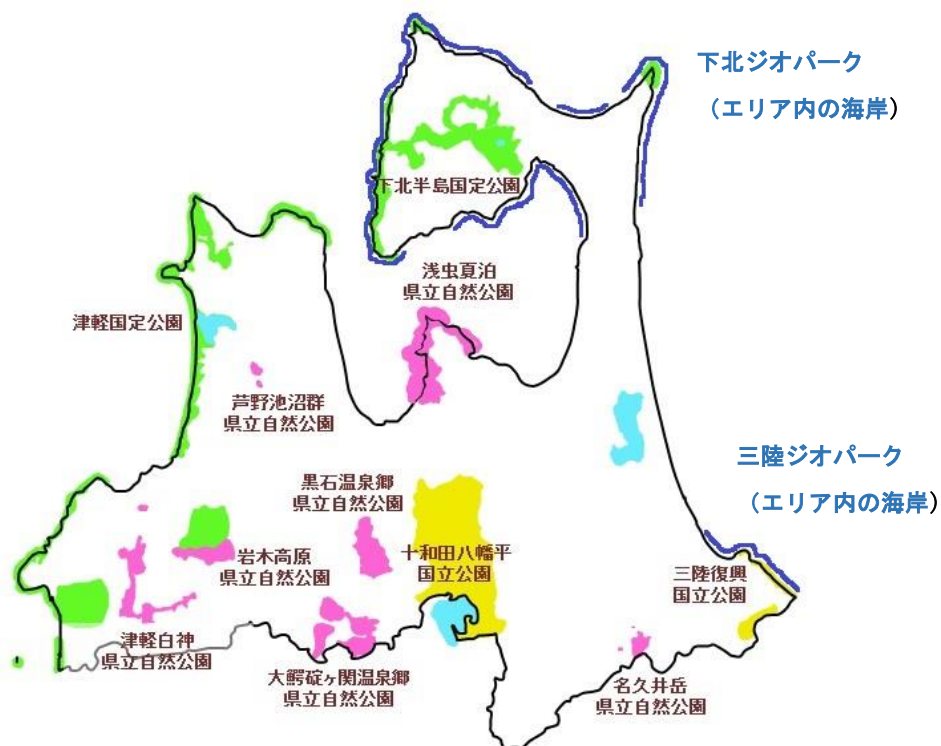
資料：青森県、「海岸保全基本計画」（平成 15 年 6 月）を一部修正

図 2-5 沿岸のレクリエーション施設

(5) 自然公園等

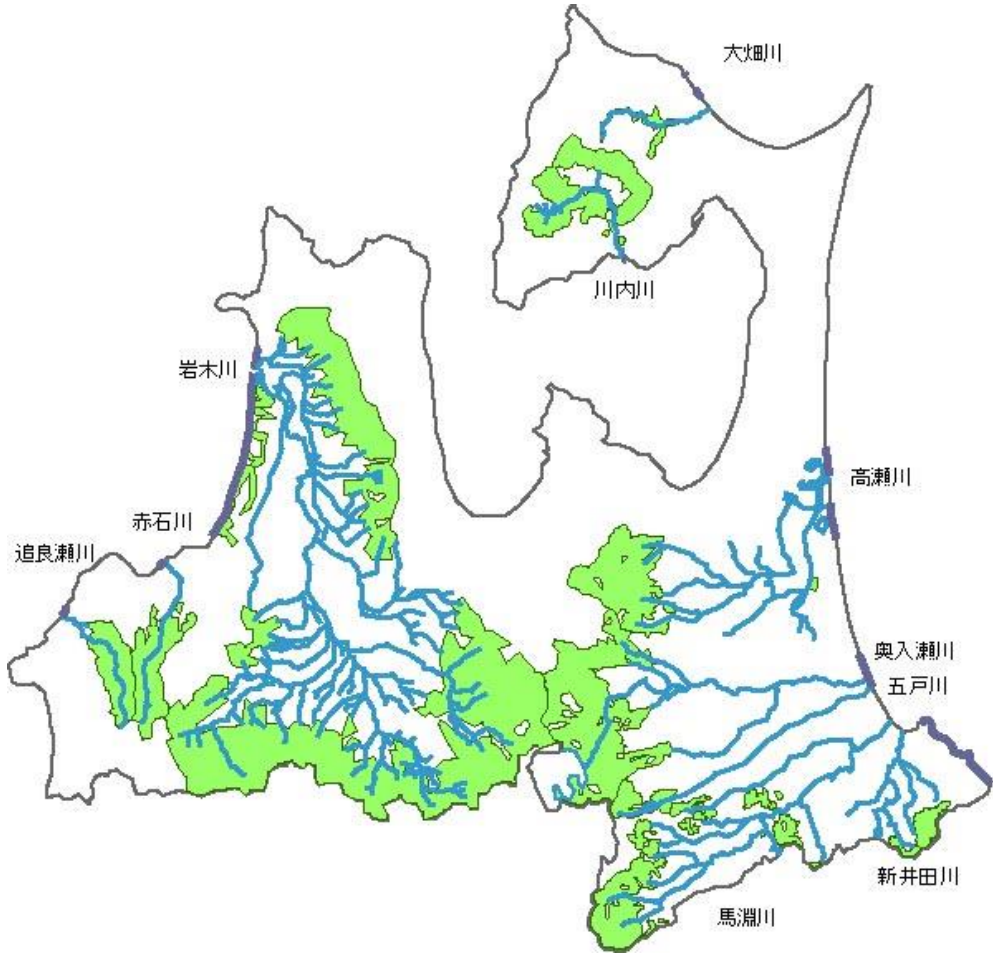
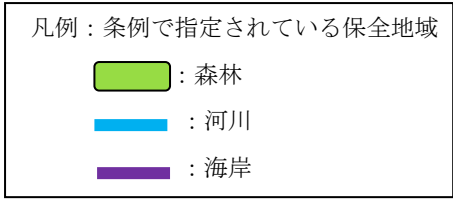
青森県には、国立公園、国定公園や県立自然公園のほか、地質学的重要性を有する地域として認定された三陸ジオパーク、下北ジオパーク（図 2-6）、青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例で指定されている、ふるさとの森と川と海保全地域（図 2-7）が広範囲に存在しています。また、沿岸域では、多種多様な生物が生息・生育しており、中には国の天然記念物に指定されているものもあります。

自然公園等が存在する地域では、海岸漂着物等が貴重な景観及び生態系を損なう原因となるため、海岸漂着物対策が求められます。



資料：青森県 HP、「青森県内の自然公園」にジオパークのエリア内の海岸線（青線）を追加

図 2-6 自然公園等



資料：青森県 HP、「青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例」

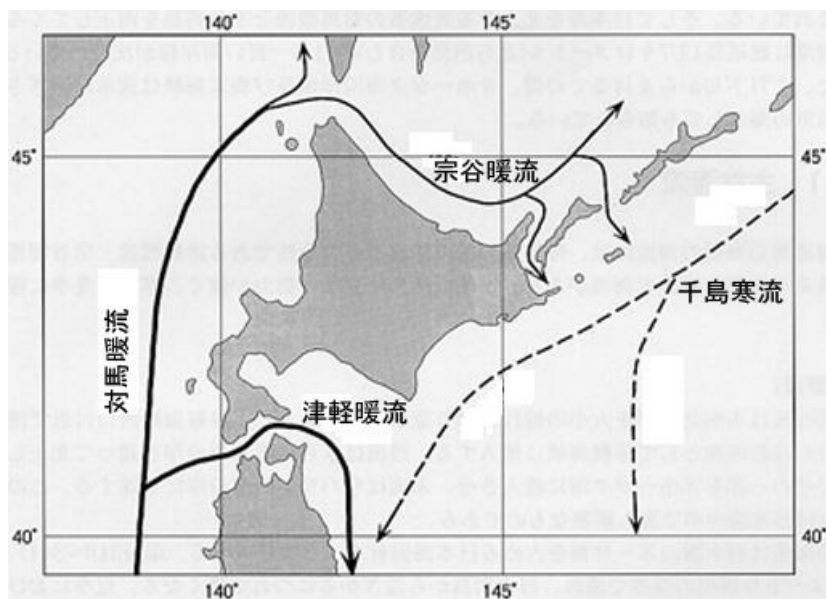
図 2-7 青森県ふるさとの森と川と海保全地域

2.2 海岸漂着物等の現状と処理等の課題

(1) 海岸漂着物の漂着要因

青森県の海岸漂着物の漂着要因となる沿岸の海流を図 2-8、陸奥湾内の循環流を図 2-9 に示します。外洋に面する沿岸では、対馬暖流、津軽暖流、千島寒流による影響を受け、陸奥湾内では、湾内の循環流による影響を受けることがわかります。

このほか、日本海側では、冬季の西側からの強風に伴う高波浪による影響もあると考えられます。



資料：海上保安庁 HP、「海流の大勢図」

図 2-8 青森県沿岸の海流



資料：日本海洋学会 沿岸海洋研究部会、「日本全国沿岸海洋誌」（昭和 60 年 7 月）

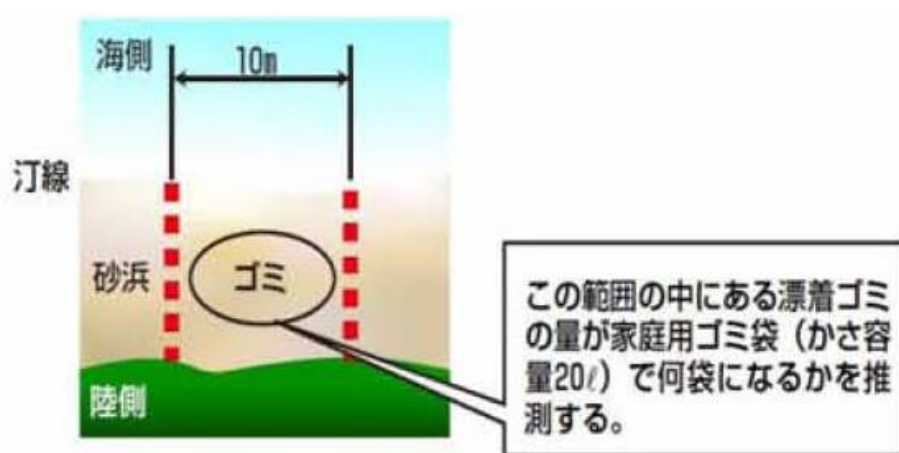
図 2-9 陸奥湾の循環流

(2) 海岸漂着物の漂着状況

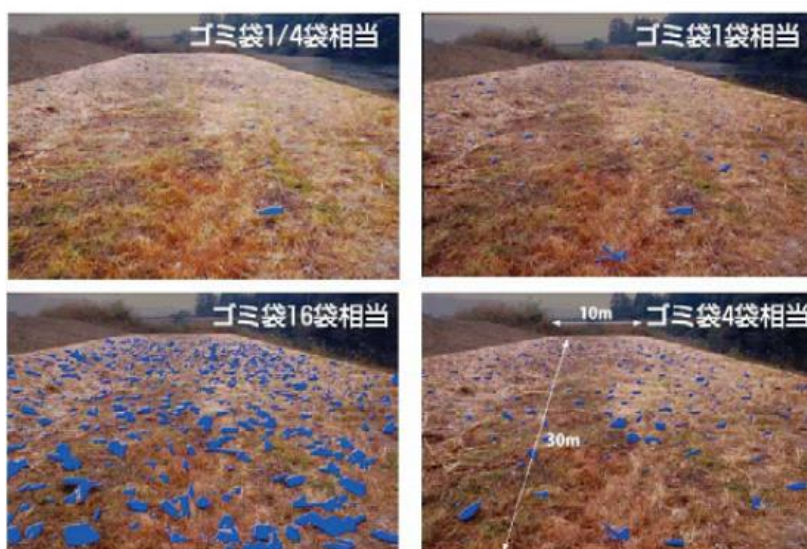
1) 単位延長あたりの海岸漂着物量の推計

平成 22 年度に青森県沿岸の 80 地点を現地調査し、海岸漂着物の漂着量を推計しました。推計方法は、図 2-10 の「水辺の散乱ゴミの指標評価手法（海岸版）」の方法を踏襲し、現地写真をもとに海岸線延長 10m あたりに存在する海浜部の海岸漂着物量を推計しています。

推計した青森県沿岸の単位延長あたりの海岸漂着物量を図 2-11、海岸漂着物の状況を図 2-12 に示します。これを見ると、海流（図 2-8）や循環流（図 2-9）の影響を受けやすい半島部や西風の影響を受けやすい海岸に漂着物が多くあることがわかります。



青い部分がゴミ



資料：国土交通省 JEAN/クリーンアップ全国事務局 特定非営利法人パートナーシップオフィス、「水辺の散乱ゴミの指標評価手法（海岸版）」

図 2-10 写真による海岸漂着物の推計方法（海岸線 10m あたりの海岸漂着物量）

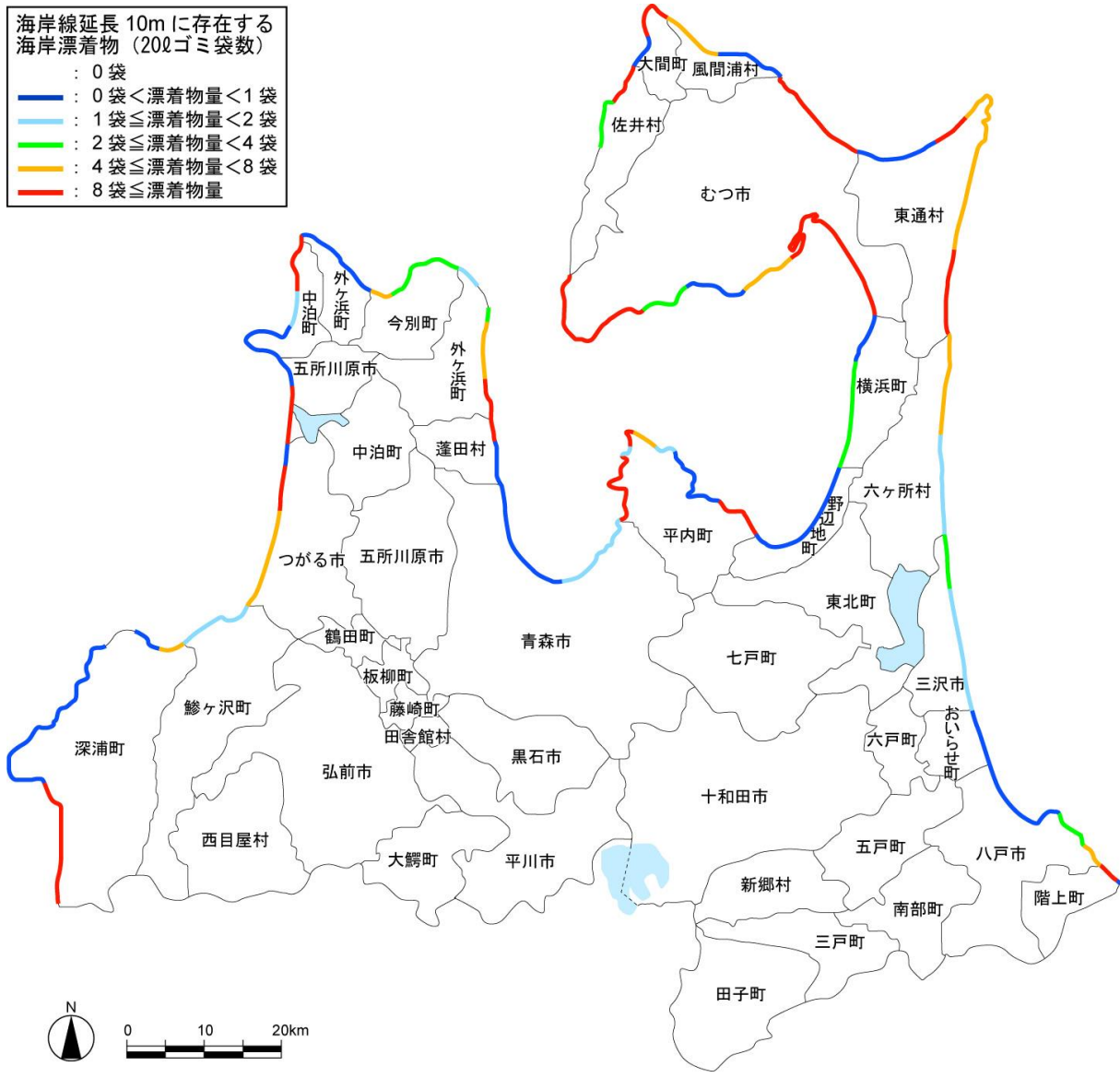


図 2-11 単位延長あたりの海岸漂着物量の沿岸分布



図 2-12 海岸漂着物の状況 (平成 22 年度調査)

2) 海岸漂着物の質の把握

a) 平成 22 年度の調査

青森県の海岸漂着物の質的特性を把握するため、平成 22 年度に青森県沿岸の 10 地点（春季 5 地点、秋季 5 地点）で海岸漂着物の調査を実施しました。調査方法は、10m×10m の調査枠内に含まれる海岸漂着物の容量、重量、漂着物の種別、原産国を把握するものです。また、財団法人環日本海環境協力センターによる 2 地点（平成 20～22 年度の複数年）の既存の海岸漂着物調査結果についても参考としました。調査地点を図 2-13 に示します。

ア) 海岸漂着物の種別

海岸漂着物の調査結果を図 2-14 に示します。この結果、枝・流木、海藻などの自然系漂着物が大半を占め、次に生活用品、漁具などのプラスチック類が多いことがわかりました。また、陸奥湾内では、ホタテの貝殻（その他人工物）も多くみられる地点がありました。このほか、ビンや缶も散見されました。

これらの結果から、海岸漂着物量が比較的多かった漁具や生活系の海岸漂着物の発生抑制対策を実施することが必要と考えられます。

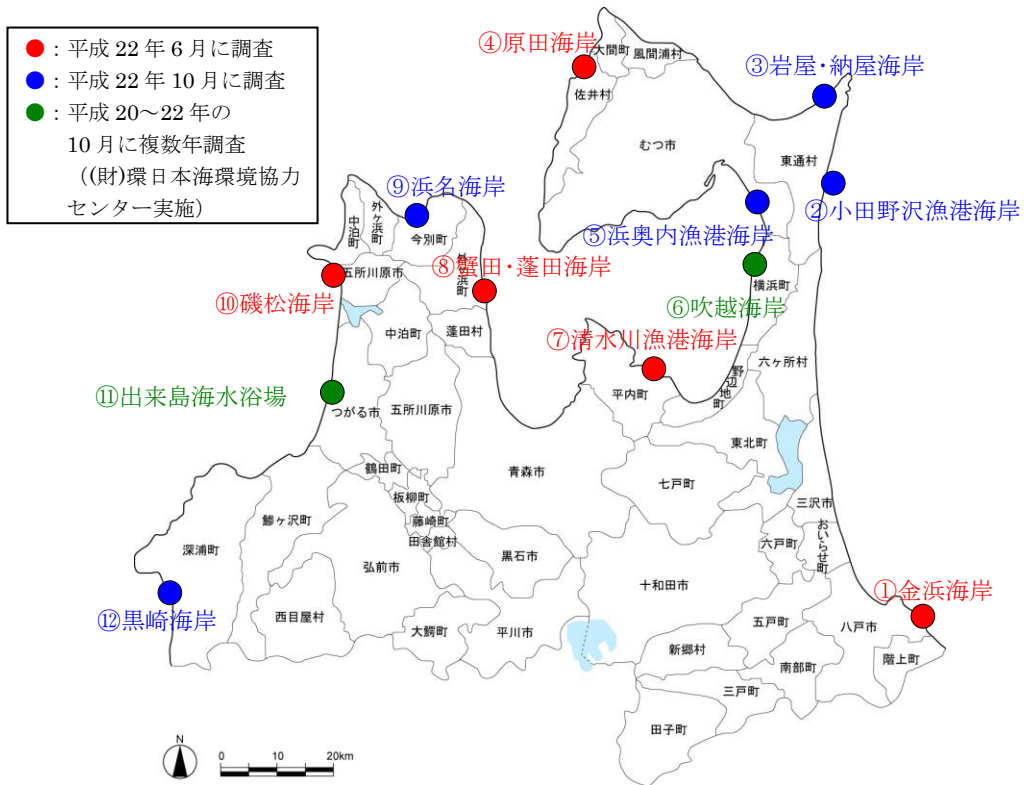


図 2-13 海岸漂着物調査地点

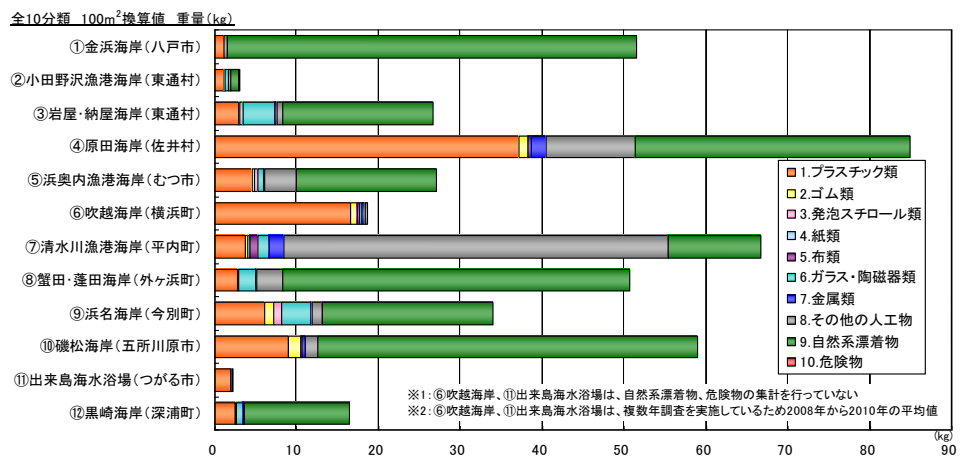
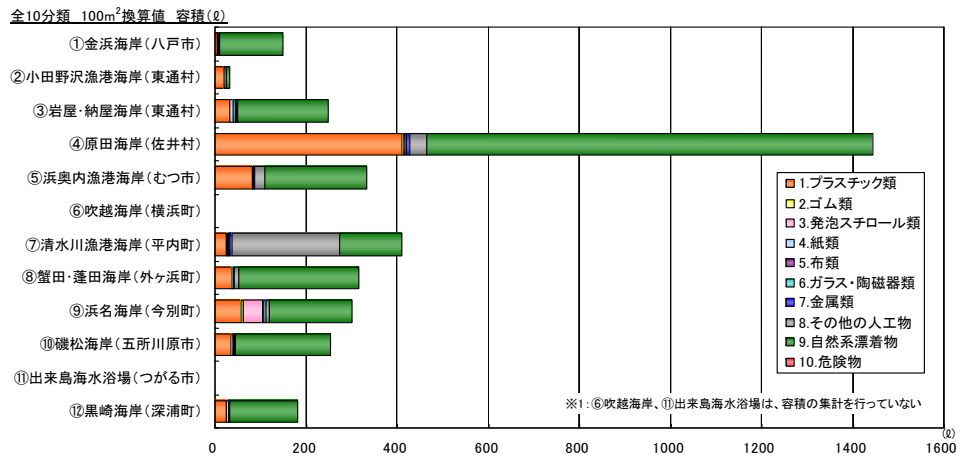


図 2-14 海岸漂着物調査結果 (容量、重量)

イ) 海岸漂着物の生産国

海岸漂着物調査時に回収したペットボトル及びライターから漂着物の生産国を分類しました。この結果、ほとんどは日本国内の漂着物であるものの、一部韓国・北朝鮮、中国製のものが含まれることが判明しました（図 2-15）。その他、現地調査（写真撮影）を行った地点でロシア製の漂着物も確認しました（図 2-16）。

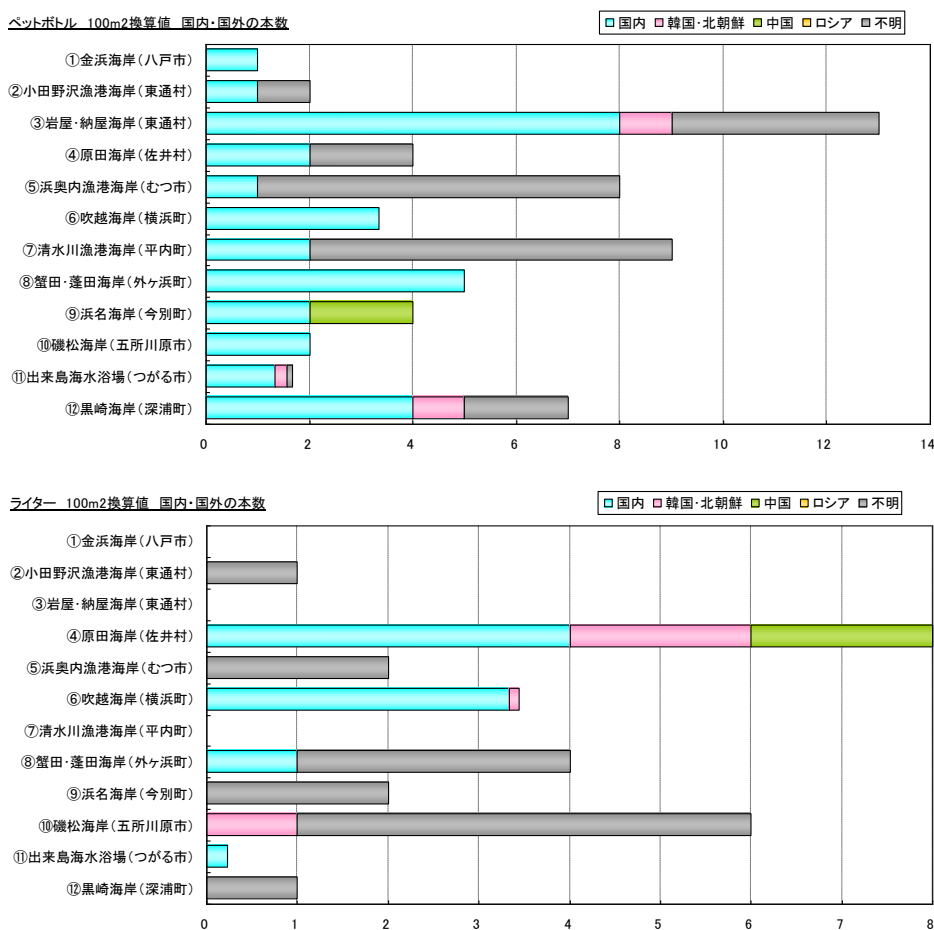


図 2-15 海岸漂着物調査結果（ペットボトル・ライターの生産国）



図 2-16 国外の漂着物（左：韓国・北朝鮮製、中：中国製、右：ロシア製）

b) 令和2年度からの調査

県では、令和2年度から、図2-17に示すとおり深浦町風合瀬海岸・東通村尻屋海岸の2地点（いずれも秋季）において、海岸漂着物の組成調査を実施しています。その調査結果を表2-2から表2-9に示します。

2地点とも、重量、容量の大部分を自然物が占め、それぞれ、66～95%、72～97%となりました。一方、個数は人工物の割合が57～96%と多く、人工物の分類別の組成では、プラスチックの個数が82～92%と最も多くなりました。また、人工物のうち木・木材系は、重量、容量において多くの比率を占めていました。

このほか、製造国の特定結果については、不明が一番多くなりました。

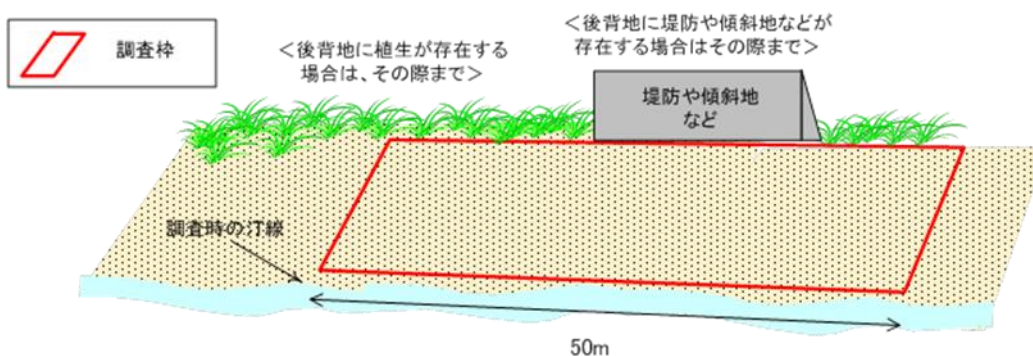
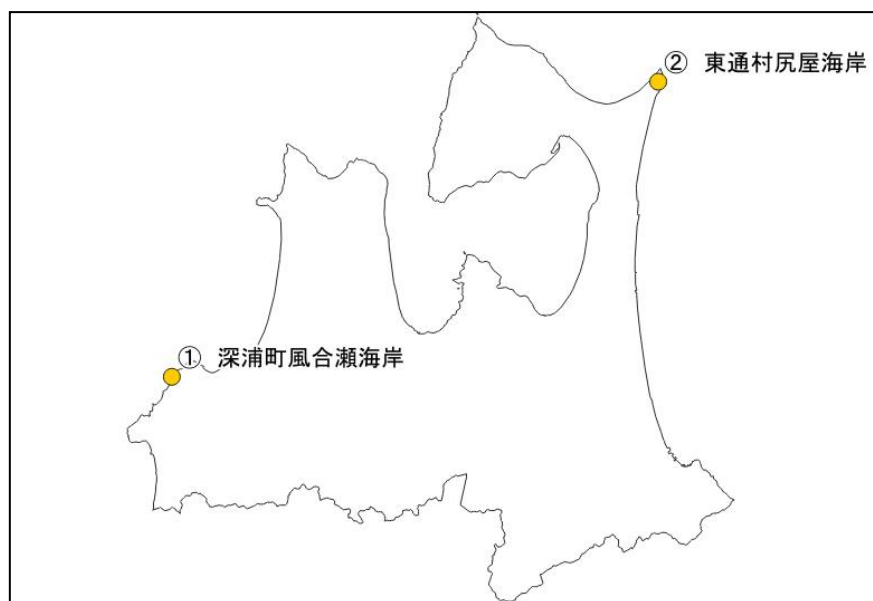


図2-17 調査地点

ア) 深浦町風合瀬海岸における組成調査結果

・令和2年度

表 2-2 分類別の組成（左表）及び人工物の分類別の組成（右表）

| 項目 | 重量(kg) | 容量(L) | 個数(個) |
|-----|--------|-------|-------|
| 人工物 | 15.1 | 72 | 260 |
| 自然物 | 357.2 | 2,887 | 191 |
| 合計 | 372.3 | 2,959 | 451 |

| 項目 | 重量(kg) | 容量(L) | 個数(個) |
|-----------|--------|-------|-------|
| プラスチック | 4.4 | 25 | 221 |
| 発泡スチロール | 0.0 | 2 | 0 |
| 天然繊維・革 | 0.0 | 0 | 0 |
| ガラス・陶器 | 0.5 | 1 | 11 |
| 金属 | 0.1 | 0 | 9 |
| 紙・段ボール | 0.0 | 0 | 0 |
| ゴム | 0.2 | 0 | 5 |
| 木・木材系 | 9.9 | 43 | 14 |
| 電化製品・電気機器 | 0.0 | 0 | 0 |
| その他 | 0.0 | 0 | 0 |
| 人工物合計 | 15.1 | 72 | 260 |

表 2-3 製造国の特定結果

| 項目 | ペットボトル(個数) | ペットボトルのキャップ(個数) | 漁業用の浮子(個数) |
|-------|------------|-----------------|------------|
| 日本 | 0 | 7 | 0 |
| 中国・台湾 | 0 | 2 | 0 |
| 韓国 | 0 | 5 | 0 |
| ロシア | 0 | 0 | 0 |
| その他 | 0 | 1 | 0 |
| 不明 | 3 | 67 | 2 |
| 人工物合計 | 3 | 82 | 2 |

・令和3年度

表 2-4 分類別の組成（左表）及び人工物の分類別の組成（右表）

| 項目 | 重量(kg) | 容量(L) | 個数(個) |
|-----|--------|-------|-------|
| 人工物 | 9.7 | 48 | 689 |
| 自然物 | 141.4 | 416 | 24 |
| 合計 | 151.1 | 464 | 713 |

| 項目 | 重量(kg) | 容量(L) | 個数(個) |
|-----------|--------|-------|-------|
| プラスチック | 4.6 | 34 | 572 |
| 発泡スチロール | 0.0 | 0 | 1 |
| 天然繊維・革 | 0.0 | 0 | 0 |
| ガラス・陶器 | 0.4 | 1 | 3 |
| 金属 | 0.2 | 1 | 21 |
| 紙・段ボール | 0.0 | 0 | 0 |
| ゴム | 0.0 | 0 | 3 |
| 木・木材系 | 4.0 | 11 | 26 |
| 電化製品・電気機器 | 0.0 | 0 | 0 |
| その他 | 0.5 | 2 | 63 |
| 人工物合計 | 9.7 | 48 | 689 |

表 2-5 製造国の特定結果

| 項目 | ペットボトル(個数) | ペットボトルのキャップ(個数) | 漁業用の浮子(個数) |
|-------|------------|-----------------|------------|
| 日本 | 0 | 7 | 0 |
| 中国 | 0 | 7 | 1 |
| 韓国 | 1 | 4 | 0 |
| ロシア | 0 | 0 | 0 |
| その他 | 0 | 0 | 0 |
| 不明 | 8 | 41 | 5 |
| 人工物合計 | 9 | 59 | 6 |

イ) 東通村尻屋海岸における組成調査結果

・令和2年度

表 2-6 分類別の組成（左表）及び人工物の分類別の組成（右表）

| 項目 | 重量(kg) | 容量(L) | 個数(個) | 項目 | 重量(kg) | 容量(L) | 個数(個) |
|-----|--------|-------|-------|-----------|--------|-------|-------|
| 人工物 | 71.1 | 403 | 623 | プラスチック | 63.0 | 374 | 574 |
| 自然物 | 143.6 | 1,060 | 126 | 発泡スチロール | 0.2 | 5 | 0 |
| 合計 | 214.7 | 1,462 | 749 | 天然繊維・革 | 0.0 | 0 | 0 |
| | | | | ガラス・陶器 | 1.4 | 6 | 9 |
| | | | | 金属 | 1.1 | 9 | 22 |
| | | | | 紙・段ボール | 0.0 | 0 | 0 |
| | | | | ゴム | 4.0 | 7 | 9 |
| | | | | 木・木材系 | 0.6 | 1 | 3 |
| | | | | 電化製品・電気機器 | 0.0 | 0 | 0 |
| | | | | その他 | 0.7 | 1 | 6 |
| | | | | 人工物合計 | 71.1 | 403 | 623 |

表 2-7 製造国の特定結果

| 項目 | ペットボトル(個数) | ペットボトルのキャップ(個数) | 漁業用の浮子(個数) |
|-------|------------|-----------------|------------|
| 日本 | 15 | 4 | 1 |
| 中国・台湾 | 11 | 0 | 1 |
| 韓国 | 8 | 2 | 0 |
| ロシア | 0 | 0 | 0 |
| その他 | 0 | 1 | 0 |
| 不明 | 71 | 0 | 16 |
| 人工物合計 | 105 | 7 | 18 |

・令和3年度

表 2-8 分類別の組成（左表）及び人工物の分類別の組成（右表）

| 項目 | 重量(kg) | 容量(L) | 個数(個) | 項目 | 重量(kg) | 容量(L) | 個数(個) |
|-----|--------|-------|-------|-----------|--------|-------|-------|
| 人工物 | 16.4 | 154 | 152 | プラスチック | 10.0 | 117 | 126 |
| 自然物 | 200.1 | 598 | 7 | 発泡スチロール | 0.0 | 0 | 8 |
| 合計 | 216.5 | 752 | 159 | 天然繊維・革 | 0.0 | 0 | 0 |
| | | | | ガラス・陶器 | 0.4 | 1 | 2 |
| | | | | 金属 | 0.0 | 0 | 1 |
| | | | | 紙・段ボール | 0.0 | 0 | 0 |
| | | | | ゴム | 0.2 | 1 | 2 |
| | | | | 木・木材系 | 5.7 | 32 | 9 |
| | | | | 電化製品・電気機器 | 0.0 | 0 | 0 |
| | | | | その他 | 0.2 | 2 | 4 |
| | | | | 人工物合計 | 16.4 | 154 | 152 |

表 2-9 製造国の特定結果

| 項目 | ペットボトル(個数) | ペットボトルのキャップ(個数) | 漁業用の浮子(個数) |
|-------|------------|-----------------|------------|
| 日本 | 1 | 2 | 0 |
| 中国 | 1 | 0 | 0 |
| 韓国 | 0 | 0 | 0 |
| ロシア | 0 | 0 | 0 |
| その他 | 0 | 0 | 0 |
| 不明 | 4 | 2 | 9 |
| 人工物合計 | 6 | 4 | 9 |

c) 処理が困難な漂着物

平成 22 年 6 月及び 10 月の現地調査の結果、図 2-18 に示すような重量が重いもの、容積が大きいもの、危険物などの処理が困難な海岸漂着物が確認されました。

このような処理が困難な海岸漂着物について、行政主導で処理を行うなど、適切な処理方法について検討することが必要と考えられます。



図 2-18 処理が困難な海岸漂着物

d) 突発的な漂着物の発生

海岸漂着物は、平常時に漂着するものに加え、出水による河川から海岸への流出、船の座礁による漂着物の発生などが考えられます。図 2-19 は、平成 17 年に小泊沖で船が座礁したことにより、大量の漂着木が発生したものです。

このような突発的に発生する大量の海岸漂着物に対しても、対応の準備をしておくことが必要と考えられます。



図 2-19 小泊沖での船の座礁による漂着木（平成 17 年）

(3) 海岸漂着物量の総量の推計

各沿岸の単位延長あたりの海岸漂着物量（図 2-11）から、以下に示す方法によって、青森県の沿岸に存在する海岸漂着物量の総量の推計を行いました。

【推計方法】

1) 海岸漂着物の総量（容量）＝（写真撮影により推計した各地点（80 地点）の単位延長あたりの海岸漂着物量×各地点の海岸線延長）の合算

2) 海岸漂着物の重量（重量）＝ 1)海岸漂着物の総量（容量）×単位体積重量

※単位体積重量は、青森県全 10 地点の海岸漂着物調査結果（平成 22 年度に実施）から算出

市町村別の海岸漂着物量の推計結果を表 2-10 に示します。その結果、青森県の海岸漂着物量の総量は、約 7,100m³（約 890t）となりました。

表 2-10 海岸漂着物量の推計結果

| ①No | ②海岸名 | ③海岸線の代表延長(m) | ④10mあたりの漂着物容量(20L袋/10m) | ⑤漂着物容量(20L袋)(③×④÷10m) | ⑥漂着物容量(m ³)(⑤×20L/1000) | ⑦漂着物の単位体積重量(kg/m ³) | ⑧漂着物の重量(kg)(⑥×⑦) | ⑨市町村別の漂着物容量(m ³) | ⑩市町村別の漂着物重量(kg) | ⑪市町村 | ⑫備考 |
|-------|----------------|--------------|-------------------------|-----------------------|-------------------------------------|---------------------------------|------------------|------------------------------|-----------------|-------|------------------|
| No.1 | 小舟渡海岸 | 1,500 | 1/8 | 19 | 0.4 | | 130 | | | | |
| No.2 | 榑海岸 | 3,900 | 8 | 3,120 | 62.4 | | 21,611 | 62.8 | 21,740 | 階上町 | |
| No.3 | 金浜海岸 | 3,000 | 7 3/7 | 2,229 | 44.6 | | 15,439 | | | | 春季調査地点 |
| No.4 | 種差海岸 | 4,200 | 2 | 840 | 16.8 | | 5,818 | | | | |
| No.5 | 白浜海岸 | 4,800 | 2 | 960 | 19.2 | | 6,649 | 88.8 | 30,755 | 八戸市 | |
| No.6 | 小舟渡平付近 | 2,200 | 1/4 | 55 | 1.1 | | 381 | | | | |
| No.7 | 熊島付近 | 28,500 | 1/8 | 3,562 | 71.2 | | 2,468 | | | | |
| No.8 | 市川海岸 | 7,700 | 1/4 | 1,925 | 38.5 | | 1,333 | 3.9 | 1,333 | おいらせ町 | |
| No.9 | 三沢海岸 | 12,900 | 1 | 1,290 | 25.8 | | 8,935 | 80.6 | 13,821 | 三沢市 | |
| No.10 | 天ヶ森海岸 | 13,700 | 2 | 2,740 | 54.8 | | 4,886 | | | | |
| No.11 | むつ小川原漁港海岸 | 26,100 | 1 | 2,610 | 52.2 | | 4,654 | | | | |
| No.12 | 泊海岸 | 14,600 | 4 | 5,840 | 116.8 | | 10,414 | 169.0 | 15,069 | 六ヶ所村 | |
| No.13 | 小田野沢漁港海岸 | 28,500 | 16 | 45,600 | 912.0 | | 81,318 | | | | 秋季調査地点 |
| No.14 | 尻労地区一般公共海 | 6,300 | 4 | 2,520 | 50.4 | | 4,494 | | | | |
| No.15 | 尻労地区(その2)一般公共海 | 8,800 | 4 | 3,520 | 70.4 | | 7,523 | 1,177.5 | 108,798 | 東通村 | |
| No.16 | 岩屋海岸 | 4,200 | 8 | 3,360 | 67.2 | | 7,181 | | | | |
| No.17 | 岩屋・納屋海岸 | 3,000 | 12 4/9 | 3,732 | 74.6 | | 7,975 | | | | 秋季調査地点 |
| No.18 | 野牛漁港海岸 | 11,500 | 1/8 | 1,437 | 28.7 | | 307 | | | | |
| No.19 | 北関根海岸 | 6,000 | 8 | 4,800 | 96.0 | | 10,258 | | | | |
| No.20 | 正津川海岸 | 18,500 | 8 | 14,800 | 296.0 | | 31,630 | 392.0 | 41,888 | むつ市 | |
| No.21 | 桑畑海岸 | 10,500 | 1/8 | 1,312 | 26.2 | | 281 | 77.0 | 8,231 | 風間浦村 | |
| No.22 | 易国間海岸 | 9,300 | 4 | 3,720 | 74.4 | | 7,950 | | | | |
| No.23 | 大間港海岸 | 10,100 | 8 | 8,080 | 161.6 | | 9,500 | 167.1 | 9,824 | 大間町 | |
| No.24 | 赤石海岸 | 5,500 | 1/2 | 275 | 5.5 | | 323 | | | | |
| No.25 | 原田海岸 | 6,000 | 36 1/9 | 21,665 | 433.3 | | 25,473 | | | | 春季調査地点 |
| No.26 | 磯谷海岸 | 11,400 | 2 | 2,280 | 45.6 | | 2,681 | 478.9 | 28,154 | 佐井村 | |
| No.27 | 仏ヶ浦 | 20,900 | 0 | 0 | 0.0 | | 0 | | | | |
| No.28 | 赤坂海岸 | 23,900 | 8 | 19,120 | 382.4 | | 31,051 | | | | |
| No.29 | 宿野部海岸 | 7,800 | 2 | 1,560 | 31.2 | | 2,533 | | | | |
| No.30 | 川内港海岸 | 10,200 | 1/8 | 1,275 | 25.5 | | 207 | 1,498.3 | 121,661 | むつ市 | |
| No.31 | 城ヶ沢海岸 | 19,600 | 4 | 7,840 | 156.8 | | 12,732 | | | | |
| No.32 | 浜奥内漁港海岸 | 27,800 | 16 2/3 | 46,268 | 925.4 | | 75,138 | | | | 秋季調査地点 |
| No.33 | 浜田・鶏沢海岸 | 7,600 | 1/8 | 95 | 1.9 | | 154 | | | | |
| No.34 | 砂浜海岸 | 14,900 | 2 | 2,980 | 59.6 | | 4,839 | 61.5 | 4,994 | 横浜町 | 財)環日本海環境協力センター調査 |
| No.35 | 目ノ越海岸 | 9,700 | 1/8 | 1,212 | 24.2 | | 396 | | | | |
| No.36 | 野辺地漁港海岸 | 11,400 | 1/2 | 570 | 11.4 | | 1,859 | 13.8 | 2,255 | 野辺地町 | |
| No.37 | 清水川漁港海岸 | 9,200 | 20 4/9 | 18,813 | 376.3 | | 61,371 | | | | 春季調査地点 |
| No.38 | 小湊漁港海岸 | 5,300 | 1/8 | 66 | 1.3 | | 216 | | | | |
| No.39 | 弁慶内海岸 | 6,800 | 1/2 | 340 | 6.8 | | 1,109 | | | | |
| No.40 | 東田沢海岸 その1 | 5,000 | 1 | 500 | 10.0 | | 1,631 | | | | |
| No.41 | 東田沢海岸 その2 | 1,800 | 4 | 720 | 14.4 | | 2,349 | 1,049.6 | 169,570 | 平内町 | |
| No.42 | 久慈ノ浜海岸 その1 | 2,800 | 16 | 4,480 | 89.6 | | 14,387 | | | | |
| No.43 | 久慈ノ浜海岸 その2 | 2,000 | 1 | 200 | 4.0 | | 642 | | | | |
| No.44 | 稲生漁港海岸 | 6,500 | 16 | 10,400 | 208.0 | | 33,399 | | | | |
| No.45 | 茂浦漁港海岸 | 10,600 | 16 | 16,960 | 339.2 | | 54,465 | | | | |
| No.46 | 浅虫海岸 | 8,000 | 1 | 800 | 16.0 | | 2,569 | | | | |
| No.47 | 合浦公園 | 18,900 | 1 | 1,890 | 37.8 | | 6,070 | 58.0 | 9,309 | 青森市 | |
| No.48 | 青森海岸 | 16,700 | 1/8 | 2,087 | 41.7 | | 670 | | | | |
| No.49 | 青森蓬田海岸 | 4,300 | 1/8 | 537 | 10.7 | | 173 | 79.5 | 12,761 | 蓬田村 | |
| No.50 | 蓬田海岸 | 4,900 | 8 | 3,920 | 78.4 | | 12,589 | | | | |
| No.51 | 蟹田・蓬田海岸 | 6,400 | 15 3/4 | 10,083 | 201.7 | | 32,380 | | | | 春季調査地点 |
| No.52 | 平館・蟹田海岸 | 6,600 | 4 | 2,640 | 52.8 | | 8,478 | | | | |
| No.53 | 平館漁港海岸 | 3,400 | 2 | 680 | 13.6 | | 2,184 | 277.7 | 44,132 | 外ヶ浜町 | |
| No.54 | 石崎海岸その1 | 3,600 | 0 | 0 | 0.0 | | 0 | | | | |
| No.55 | 石崎海岸その2 | 4,800 | 1 | 480 | 9.6 | | 1,090 | | | | |
| No.56 | 一本木漁港海岸 | 8,300 | 2 | 1,660 | 33.2 | | 3,771 | | | | |
| No.57 | 大泊(今別)海岸 | 7,100 | 2 | 1,420 | 28.4 | | 3,226 | 105.0 | 11,929 | 今別町 | |
| No.58 | 浜名海岸 | 2,900 | 7 1/2 | 2,175 | 43.5 | | 4,932 | | | | 秋季調査地点 |
| No.59 | 三厩漁港海岸 | 8,300 | 1/2 | 415 | 8.3 | | 943 | | | | |
| No.60 | 電飛海岸 | 7,300 | 1/8 | 91 | 1.8 | | 207 | 51.7 | 10,850 | 外ヶ浜町 | |
| No.61 | 養内海岸 | 1,300 | 16 | 2,080 | 41.6 | | 9,699 | | | | |
| No.62 | 折腰内海岸その1 | 11,300 | 16 | 18,080 | 361.6 | | 84,310 | | | | |
| No.63 | 折腰内海岸その2 | 4,200 | 1 | 420 | 8.4 | | 1,959 | 375.1 | 87,446 | 中泊町 | |
| No.64 | 小泊漁港海岸その1 | 20,200 | 1/8 | 2,525 | 50.5 | | 1,177 | | | | |
| No.65 | 小泊漁港海岸その2 | 1,500 | 1/2 | 75 | 1.5 | | 350 | | | | |
| No.66 | 脇元海岸 | 2,100 | 1/2 | 105 | 2.1 | | 490 | 174.5 | 40,696 | 五所川原町 | |
| No.67 | 磯松(市浦)海岸 | 2,900 | 12 2/3 | 3,667 | 73.3 | | 17,100 | | | | 春季調査地点 |
| No.68 | 十三漁港海岸 | 6,100 | 8 | 4,880 | 97.6 | | 22,756 | | | | |
| No.69 | 車力漁港海岸 | 5,400 | 1/4 | 135 | 2.7 | | 630 | | | | |
| No.70 | 出来島海岸 | 4,700 | 8 | 3,760 | 75.2 | | 17,534 | 181.1 | 42,225 | つがる市 | 財)環日本海環境協力センター調査 |
| No.71 | 七里長浜付近 | 12,900 | 4 | 5,160 | 103.2 | | 24,062 | | | | |
| No.72 | 鱒ヶ沢漁港海岸 | 14,700 | 1 | 1,470 | 29.4 | | 6,855 | 29.4 | 6,855 | 鱒ヶ沢町 | |
| No.73 | 桜沢海岸 | 4,300 | 4 | 1,720 | 34.4 | | 8,021 | | | | |
| No.74 | 北金ヶ沢海岸 | 3,900 | 1/2 | 195 | 3.9 | | 354 | | | | |
| No.75 | 千畳敷 | 4,900 | 0 | 0 | 0.0 | | 0 | | | | |
| No.76 | 風合瀬海岸 | 11,800 | 1/8 | 1,475 | 29.5 | | 267 | 487.8 | 49,123 | 深浦町 | |
| No.77 | 岡崎海岸 | 27,100 | 1/8 | 3,387 | 67.7 | | 614 | | | | |
| No.78 | 岩崎漁港海岸 | 5,900 | 16 | 9,440 | 188.8 | | 17,116 | | | | |
| No.79 | 黒崎海岸 | 6,500 | 9 | 5,909 | 118.2 | | 10,713 | | | | 秋季調査地点 |
| No.80 | 大間越海岸 | 8,300 | 8 | 6,640 | 132.8 | | 12,039 | | | | |
| 青森県全体 | | 738,000 | | 357,026 | 7,140.5 | | 893,420 | 7,140.5 | 893,420 | | |

※200のゴミ袋を想定

※海岸線の代表延長・各写真撮影地点の中間点と市町村界で囲まれた海岸の延長

※海岸線延長は、地図上で計測

※漂着物重量は、漂着物容量×単位体積重量で算出

(4) アンケート調査による確認

青森県内における海岸漂着物等の実態や被害状況、回収・処理活動の実施状況等を把握するため、令和3年度に沿岸を有する県内22市町村を対象としたアンケート調査を実施しました。

以下に、アンケート調査結果による海岸漂着物等の実態や被害状況、回収・処理活動の実施状況とそれらにおける課題を示します。

1) 海岸漂着物等の実態や被害状況等

海岸漂着物の状況として、事業や清掃活動等の実施により支障のない範囲で清潔さが保持できている市町村の数と、清潔の保持が困難と感じている市町村の数はほぼ同数となっています(図2-20)。

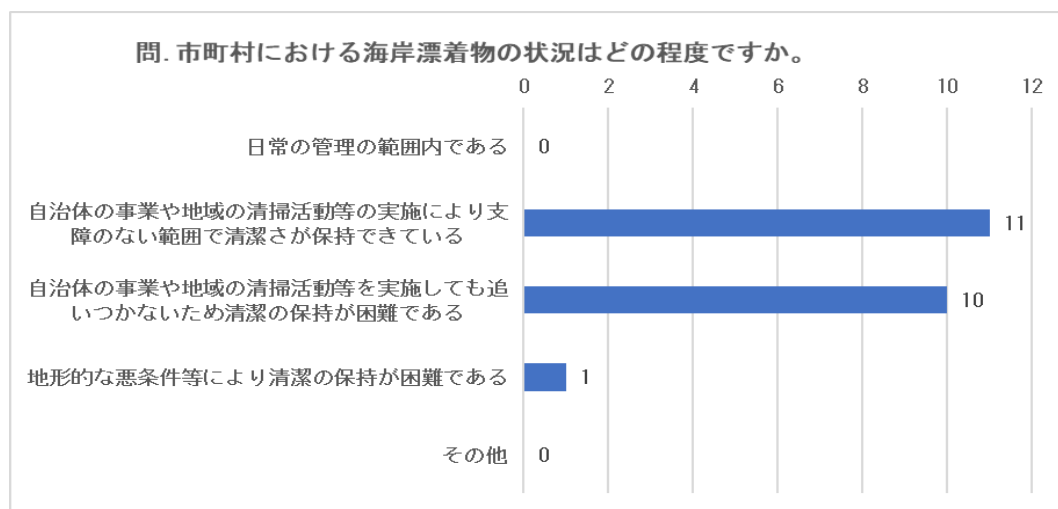


図 2-20 海岸漂着物の状況

海岸漂着物の種類としては、容積で見た場合には流木や海藻などの自然物が多いと感じている一方、個数で見た場合にはプラスチックごみ(ペットボトル、食品容器等)、漁具、発泡スチロールが多いと感じています。(図2-21)

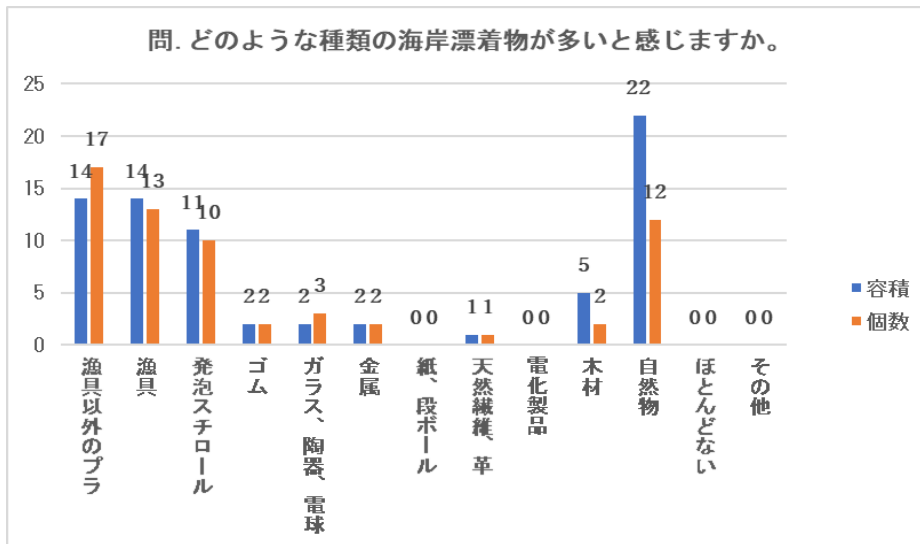


図 2-21 海岸漂着物の種類

海岸漂着物の発生源としては、海外からの漂着や河川からの流入、外部からの不法投棄が多いと感じています（図 2-22）。

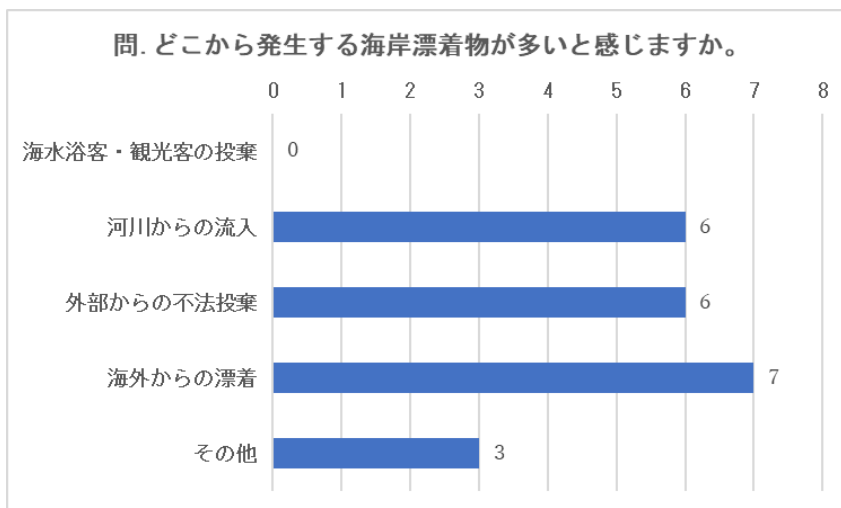


図 2-22 海岸漂着物の発生源

このほか、平成 22 年度の調査では、海岸漂着物等による問題は、景観・清潔の保持への悪影響がほとんどの市町村で懸念されているとともに、観光への悪影響や沿岸漁業への悪影響及び海岸生態系への悪影響も懸念されていました。

また、海岸の特性等における課題として、中泊町や佐井村のように地形的な問題により陸上回収が困難なため、船などの機材の手配やこれらに係る費用負担が必要なことや、佐井村や深浦町のように広い範囲を清掃しなければならないことから、多額の費用を要することがあげられていました。

2) 海岸漂着物等の回収・処理活動

海岸漂着物等の回収・処理活動の現状として、活動の頻度は年に1~2回が最も多く、次いで年に5~6回が多くなっています。(図2-23)

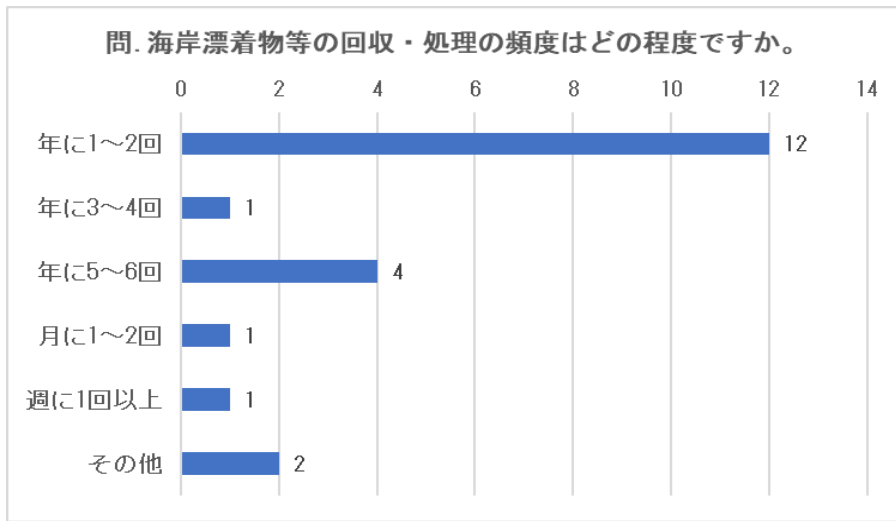


図 2-23 海岸漂着物の回収・処理活動の頻度

多くの市町村において、特に処理に苦慮している海岸漂着物等として、流木や漁具類があげられています(図2-24)。流木は、特に漂着量が多いことや、大きくて硬いため裁断や処理運搬が困難であること、さらに海水を含んでいるため通常の廃棄物の処理方法とは異なることなどが理由とされています。漁具類については、附属するロープの切断に苦慮していることや、ボランティア活動で回収しても塩分で焼却炉を痛めるおそれがあること、さらに、最終処分場の残余量が少ないことなどから一般廃棄物として処理できないことが理由とされています。

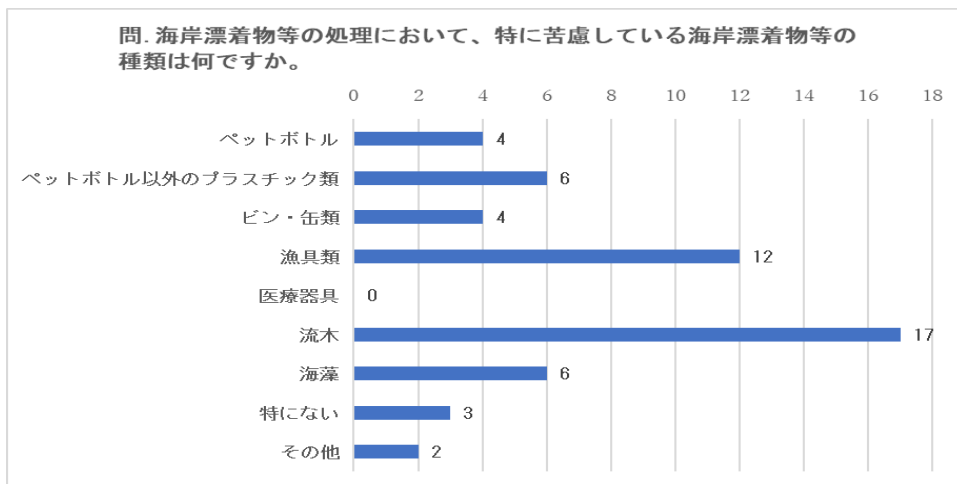


図 2-24 処理において特に苦慮している海岸漂着物等

(5) 課題のまとめ

海岸漂着物の漂着状況やアンケート調査結果等を踏まえ、青森県における海岸漂着物等の課題を以下に示します。

1) 海岸漂着物等の処理に関する課題

- ・ 人口が少ないことや高齢化により海岸漂着物等の回収等に係る人手や機材の確保が難しい地域や、地理的な制約により回収活動等に多額の費用を要する地域が存在するため、地域間による連携や民間団体等との連携による活動を推進するための役割分担や協働の仕組みづくり、財政支援等が必要です。
- ・ 地域外からの海岸漂着物も多く存在し、地域の関係者だけでの処理には限界があることから、他県との連携や協力を推進することが必要です。
- ・ 海岸漂着物等の中には、出水による河川からの流出や船の座礁等により突発的に大量発生する漂着物や危険物があることから、法制度やガイドライン等に基づく適切な対応が必要です。

2) 海岸漂着物等の発生抑制に関する課題

- ・ 自然系が大半を占めるものの、人工物では、生活用品、漁具などのプラスチック類や、ホタテの貝殻等の海岸漂着物が比較的多く発生していることから、漁業関係者をはじめとする事業者や地域住民の日頃の活動により発生するごみ等を抑制するため、3R（リデュース、リユース、リサイクル）による循環型社会の形成や普及啓発による地域住民等の意識の高揚が必要です。
- ・ 国内由来の海岸漂着物等は、山、川、海へとつながる水の流れを通じて海岸に漂着するものや、潮流や波浪の影響を受けて他の地域から漂着するものもあることから、海岸を有する地域だけでなく、流域圏の内陸と沿岸地域が一体となり、循環型社会形成推進基本法等の施策と相まって発生抑制するなど、広範な関係主体による取組が必要です。
- ・ 海岸漂着物等に係る発生抑制対策については、看板設置等による不法投棄対策や、広報・ホームページ等による、一層の普及啓発が必要です。

3) 普及啓発、環境教育及び消費者教育に関する課題

- ・ 事業者や地域住民の活動によるごみ等が多く発生していることから、地域住民等の意識の高揚やモラルの向上を促進するための普及啓発が必要です。
- ・ 海岸漂着物等への県民一人ひとりの意識の高揚を促進するため、環境教育や、環境に負荷の少ない消費行動を促す消費者教育の推進が必要です。

3. 青森県海岸漂着物対策の基本目標と基本方針

青森県の海岸における良好な景観及び環境の保全を図るため、海岸の望ましい姿としての基本目標、今後の海岸漂着物等の円滑な処理及び発生抑制等に係る基本方針は、以下のとおりとします。

基本目標

ごみがないきれいな海岸にすることで、
美しく豊かな自然の恵みを与える青い海を守ります。

基本方針

I 海岸漂着物等の円滑な処理の推進

海岸管理者等は海岸漂着物等を円滑に回収・処理し、海岸の環境の保全に努めます。

II 海岸漂着物等の効果的な発生抑制の推進

県及び市町村は 3R の推進による循環型社会の形成やごみ等の投棄防止を推進し、発生抑制を行うことで海岸漂着物等の削減に努めます。

III 普及啓発、環境教育及び消費者教育の推進

県及び市町村は、地域住民の意識の高揚とモラルの向上や海岸漂着物等の発生抑制を図るため、海岸漂着物等の現状及びその処理・発生抑制対策等の各種施策について、普及啓発、環境教育及び消費者教育の推進に努めます。

IV 多様な主体の適切な役割分担と連携の確保

国、県、海岸管理者等、市町村、民間団体等の多様な主体が適切な役割分担の下で、それぞれの立場から積極的に取組を進めるとともに、各主体は相互に情報を共有しつつ、連携・協力を努めます。

4. 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域及びその対策内容

4.1 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域の設定

(1) 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域について

大量の海岸漂着物等が海岸に集積することにより、海岸における良好な景観及び環境の保全に特に支障が生じており、重点的に対策を講ずることが必要とされる地域について、海岸漂着物対策を重点的に推進する区域（以下、「重点区域」という。）に設定します。

(2) 重点区域の設定方法

重点区域の選定フローを図 4-1 に示します。国の基本方針に沿って、青森県が重点区域の選定基準（評価指標及び評価基準）を作成して、重点区域（案）を選定しました。その後、関係機関、関係団体等で構成する青森県海岸漂着物対策推進協議会の意見を反映し、重点区域の設定を行いました。

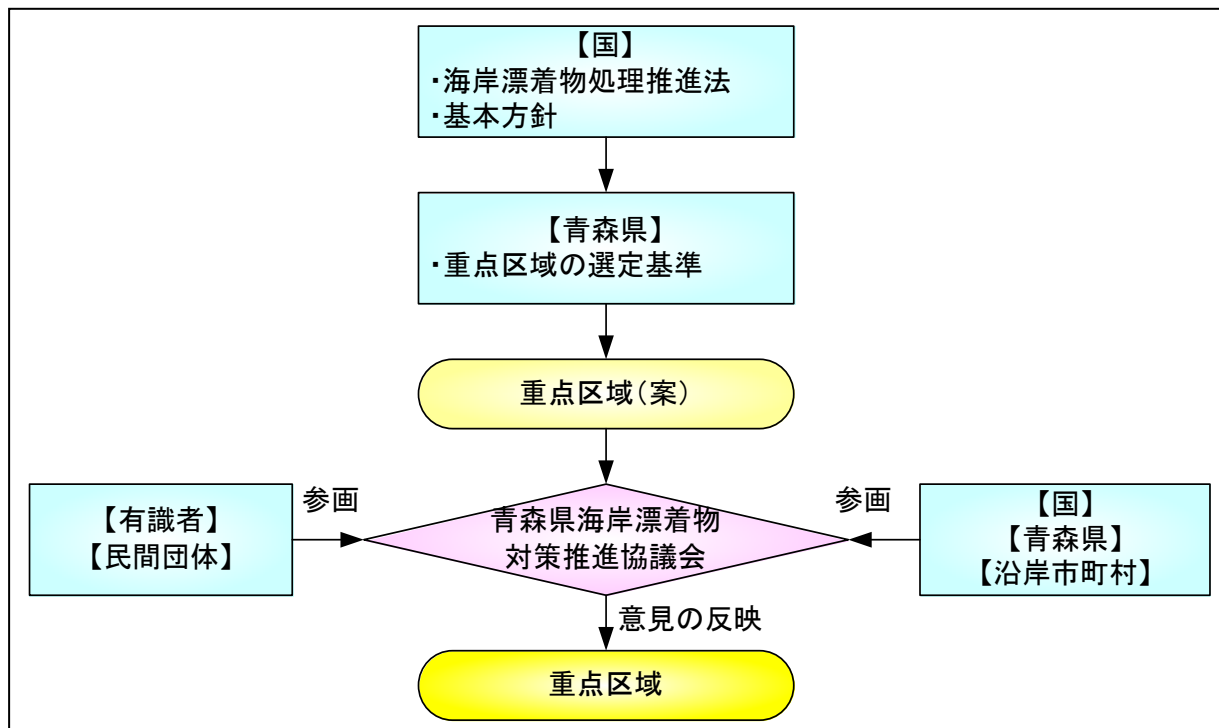


図 4-1 重点区域の選定フロー

(3) 重点区域の範囲設定

重点区域の設定にあたっては、海岸漂着物状況、清掃活動の実施状況、海岸利用及び社会活動、景観及び自然環境、沿岸を有する市町村の意見などを総合的に勘案し、対策が必要と考えられる海岸について、表 4-1 ～表 4-3 の選定基準（評価指標及び評価基準）から各海岸別に評価を行いました。

評価の結果、図 4-2 及び表 4-4 に示す海岸を重点区域に設定しました。

表 4-1 選定基準（下記に該当する海岸）

| 項目 | 評価指標 | 評価基準 | 評価点 |
|---------|--------|------------------------------|--------------------------|
| 海岸漂着物状況 | 海岸漂着物量 | 海岸漂着物量が多く、海岸漂着物対策が必要と認められる海岸 | 海岸線延長 10m あたりの海岸漂着物量から選定 |

表 4-2 選定基準（下記に該当する海岸）

| 項目 | 評価指標 | 評価基準 | 評価点 |
|--------|---------|---------------------------|---------------------------------------|
| 清掃活動状況 | 地域の清掃活動 | 海岸漂着物等が多く、清掃活動等が実施されている海岸 | 各種事業により清掃が実施されている海岸及び活動団体アンケート結果により選定 |

表 4-3 選定基準（下記の 5 つの評価指標のうち 2 つ以上に該当する海岸）

| 項目 | 評価指標 | 評価基準 | 評価点 |
|------------|-----------------------|--|--|
| 海岸利用及び社会活動 | 背後地の人口 | 海岸背後の人口が多く、利用の観点から対策が必要と認められる海岸 | 海岸背後地における人口密度から選定 |
| | レクリエーション施設 祭事 | 海水浴場、キャンプ場等、CCZ、祭事が存在し、利用の観点から対策が必要と認められる海岸 | 海水浴場、キャンプ場等、CCZ、祭事の存在状況から選定 |
| | 漁港・港湾 | 漁港、港湾が存在し、経済活動の観点から対策が必要と認められる海岸 | 漁港、港湾の存在状況から選定 |
| 景観及び自然環境 | 生態系 海岸景観 (観光資源) | 国立公園、国定公園、県立自然公園、ジオパーク、ふるさとの森と川と海保全地域、その他景観及び自然環境に配慮すべき地域が存在する海岸 | 国立公園、国定公園、県立自然公園、ジオパーク、ふるさとの森と川と海保全地域、その他景観及び自然環境に配慮すべき地域の存在状況から選定 |
| その他 | その他 | 市町村等において、海岸漂着物量・利用状況等から、特に対策が必要と認められる海岸 | 沿岸を有する各市町村、各活動団体へのアンケート結果から対策が必要と回答された海岸 |

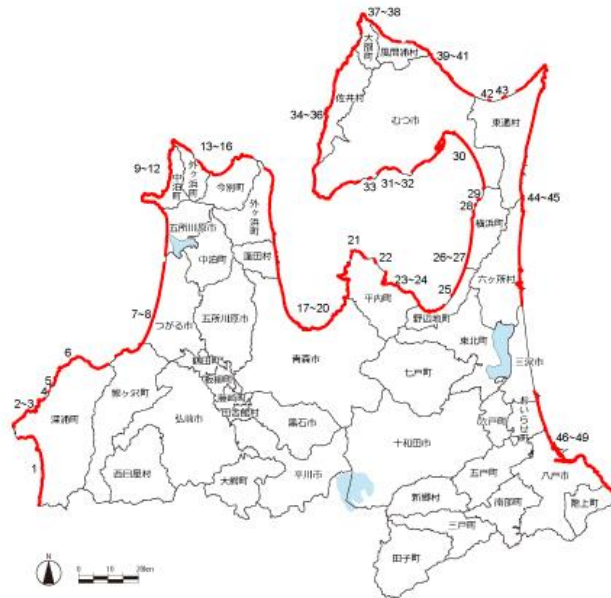


図 4-2 重点区域

表 4-4 重点区域

| 市町村 | 海岸 No | 対象海岸 | |
|-------|-------|----------------------------|----------------------------|
| 深浦町 | 1 | 笈(その1)地区一般公共海岸 (一般公共海岸) | ～ 岩崎漁港海岸(水産庁) |
| | 2 | 鱸作漁港海岸(鱸作地区) (水産庁) | ～ 深浦港海岸(港湾局) |
| | 3 | 広戸漁港海岸(水産庁) | ～ 広戸海岸 (水管理・国土保全局) |
| | 4 | 塩見崎地区一般公共海岸 (一般公共海岸) | |
| | 5 | 轟木漁港海岸(水産庁) | |
| | 6 | 轟木海岸(農村振興局) | ～ 桜沢海岸 (水管理・国土保全局) |
| 鱒ヶ沢町 | 7 | 鱒ヶ沢漁港海岸(赤石地区) (水産庁) | ～ 津軽港海岸1(港湾局) |
| つがる市 | 8 | 津軽港海岸2(港湾局) | ～ 車力漁港海岸(水産庁) |
| 五所川原市 | 9 | 明神沼地区一般公共海岸 (一般公共海岸) | ～ 折戸・脇元海岸1 (水管理・国土保全局) |
| 中泊町 | 10 | 折戸・脇元海岸2 (水管理・国土保全局) | ～ 褒内海岸 (水管理・国土保全局) |
| 外ヶ浜町 | 11 | 竜浜海岸 (水管理・国土保全局) | |
| | 12 | 竜飛漁港海岸(水産庁) | ～ 宇鉄漁港海岸(水産庁) |
| | 13 | 三厩漁港海岸(水産庁) | |
| 今別町 | 14 | 浜名海岸 (水管理・国土保全局) | ～ 一本木漁港海岸(大泊地区) (水産庁) |
| | 15 | 一本木漁港海岸(褒月地区) (水産庁) | ～ 一本木漁港海岸(砂ヶ森地区) (水産庁) |
| | 16 | 一本木漁港海岸(奥平部地区) (水産庁) | |
| 外ヶ浜町 | 17 | 平館漁港海岸(石崎地区) (水産庁) | ～ 瀬辺地～蟹田海岸1 (水管理・国土保全局) |

| 市町村 | 海岸 No | 対象海岸 | |
|-------|-------|---------------------------|-------------------------------|
| 蓬田村 | 18 | 瀬辺地～蟹田海岸 2 (水管理・国土保全局) | 六牧橋～蓬田海岸 1 (水管理・国土保全局) |
| 青森市 | 19 | 六牧橋～蓬田海岸 2 (水管理・国土保全局) | 浅虫地区一般公共海岸 (一般公共海岸) |
| 平内町 | 20 | 土屋海岸 (水管理・国土保全局) | 稲生漁港海岸(稲生地区) (水産庁) |
| | 21 | 久慈ノ浜海岸 (水管理・国土保全局) | 東田沢漁港海岸 (水産庁) |
| | 22 | 白砂漁港海岸 (水産庁) | |
| | 23 | 小湊港海岸(港湾局) | 狩場沢海岸 (水管理・国土保全局) |
| 野辺地町 | 24 | 野辺地港海岸(港湾局) | 野辺地港海岸(港湾局) |
| | 25 | 有戸漁港海岸(水産庁) | |
| | 26 | 有戸海岸 (水管理・国土保全局) | 砂沼海岸 (水管理・国土保全局) |
| 横浜町 | 27 | 雲雀平海岸 (水管理・国土保全局) | 横浜漁港海岸 (水産庁) |
| | 28 | 源氏ヶ浦漁港海岸(水産庁) | |
| | 29 | 鶏沢漁港海岸(水産庁) | |
| むつ市 | 30 | 中野沢地区一般公共海岸 (一般公共海岸) | 戸沢漁港海岸 (水管理・国土保全局) |
| | 31 | 田野沢漁港海岸 (水管理・国土保全局) | 川内港海岸(港湾局) |
| | 32 | 桧川漁港海岸(水産庁) | |
| | 33 | 宿野部漁港海岸(水産庁) | |
| | 34 | 蛸崎漁港海岸(水産庁) | むつ天然海岸1 (国有林・その他の海岸) |
| 佐井村 | 35 | 佐井天然海岸1 (国有林・その他の海岸) | 原田地区一般公共海岸 (一般公共海岸) |
| 大間町 | 36 | 奥戸地区一般公共海岸 (一般公共海岸) | 奥戸海岸(農村振興局) |
| | 37 | 奥戸漁港海岸(小奥戸地区) (水産庁) | 下手浜海岸 (水管理・国土保全局) |
| 風間浦村 | 38 | 折戸地区一般公共海岸 (一般公共海岸) | 桑畑漁港海岸(水産庁) |
| | 39 | 街道添地区一般公共海岸 (一般公共海岸) | 下風呂海岸 (水管理・国土保全局) |
| | 40 | 甲海岸 1(水管理・国土保全局) | |
| むつ市 | 41 | 甲海岸 2(水管理・国土保全局) | 北関根海岸 (水管理・国土保全局) |
| 東通村 | 42 | 石持漁港海岸(水産庁) | |
| | 43 | 野牛漁港海岸(水産庁) | |
| | 44 | 岩屋・納屋海岸 (水管理・国土保全局) | 白糠漁港海岸(水産庁) |
| 六ヶ所村 | 45 | 白糠漁港海岸(水産庁) | 平沼漁港海岸(水産庁) |
| 三沢市 | 46 | 三沢漁港海岸(水産庁) | |
| おいらせ町 | 47 | 二川目海岸 (水管理・国土保全局) | 百石漁港海岸(水産庁) |
| 八戸市 | 48 | 市川海岸 (水管理・国土保全局) | 金浜海岸(その2)地区一般 公共海岸(一般公共海岸) |
| 階上町 | 49 | 道仏海岸 (水管理・国土保全局) | 小舟渡海岸 (水管理・国土保全局) |

4.2 重点区域に関する海岸漂着物対策の内容

重点区域に関する海岸漂着物対策の内容として、海岸漂着物等の処理に関する施策、発生抑制に関する施策、普及啓発、環境教育及び消費者教育に関する施策について、以下に示します。これらの重点区域における海岸漂着物対策については、それぞれの地域における自然的条件や海岸の利用状況、経済活動などの社会的条件などを踏まえ、国、県、海岸管理者等、市町村、民間団体等の多様な主体が互いに連携して、継続的に実施していくことが必要です。

(1) 海岸漂着物等の処理

海岸漂着物等の処理活動は、多くの海岸で既に実施されているものの、海流や台風等の影響で新たに流れ着いてしまうため、定期的・継続的に実施する必要があります。

一方で、人口の減少や高齢化の影響で活動のための人手の確保が難しい市町村等もあります。このため、各主体の連携により、効果的・効率的な処理活動の実施に努めます。

1) 処理の責任等

a) 海岸管理者等の処理責任

海岸管理者等は、管理する海岸の土地において、その清潔が保たれるよう、海岸の地形、景観、生態系等の自然的条件や海岸の利用の状況、経済活動等の社会的条件に応じて、海岸漂着物等（漂流ごみ等を除く。）の処理のため必要な措置を講ずるよう努めます。

なお、その措置の実施にあたっては、海岸漂着物対策の経緯や体制等、地域の実情を踏まえ、海岸漂着物等の回収や処理に関して、地域の関係者間で適切な役割分担によって実施するように努めます。

また、海岸管理者等ではない海岸の土地の占有者（占有者がいない場合には管理者。以下、「占有者等」という。）は、その占有し、または管理する海岸の土地の清潔が保たれるように努めます。

b) 市町村の協力義務

市町村は、海岸漂着物等の処理に関し、海岸管理者等または土地の占有者等と連携して海岸漂着物等の回収を行うことや、回収された海岸漂着物等を市町村または一部事務組合の一般廃棄物処理施設で処理すること等、必要に応じて協力するものとします。

2) 市町村の要請

市町村は、海岸管理者等が管理する海岸の土地に海岸漂着物等が存することに起因して地域住民の生活や漁業等の経済活動に支障が生じていると認めるときは、当該海岸管理者等に対し、海岸漂着物等の処理のため必要な措置を講ずるよう要請することができます。

なお、市町村から海岸漂着物等の処理に関し要請を受けた海岸管理者等は、当該要請の趣旨を踏まえてその内容を検討し、必要があると判断する場合、海岸漂着物等の処理のため所要の措置を講ずるよう努めます。

3) 地域外からの海岸漂着物等に対する連携

国内に由来して発生する海岸漂着物等は、山、川、海へとつながる水の流れを通じて海岸に漂着するものや、潮流や波浪の影響などを受けて、他の都道府県から漂着するものもあることから、流域圏で内陸から沿岸に至る関係主体が一体となって海岸漂着物対策を行うことが不可欠です。このため、県は、海岸漂着物等の発生状況を把握し、海岸漂着物等の多くが他の都道府県から流出したものであることが明らかであると認めるときは、海岸管理者等の要請に基づき、当該他の都道府県に対して、必要に応じて、海岸漂着物等の処理等に関して協力を求めるものとします。

なお、他都道府県から協力の求めを受けたときは、その協力依頼の趣旨を踏まえて、協力を求めた都道府県と情報を共有し、海岸漂着物等の処理等のために積極的に所要の措置を講じるよう努めます。

4) 漂流ごみ等の円滑な処理の推進

県は、漂流ごみ等が地域住民の生活に影響を及ぼす場合や、漁業や観光業などの経済活動に支障を及ぼしている場合には、国や地方公共団体等と連携・協力を図りつつ、日常的に海域を利用する漁業者等の協力を得るなどして、処理の推進を図るよう努めます。

5) 海岸漂着物等の処理に関する施策

海岸漂着物等の処理に関しては、前述のとおり処理責任がある海岸管理者等と、その他行政や民間団体等が互いに協力・連携し、各施策を推進するよう努めます。

次に、海岸漂着物等の処理に関する各施策とその内容を示します。

| 実施主体 | 協力者 | 施策・内容 |
|-------------------|------------------------|---|
| 海岸管理者等 (県、市町村) | 国 県 市町村 民間団体等 | ① 海岸漂着物等の適正処理 回収された海岸漂着物等について廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下、「廃棄物処理法」という。)の規定に基づき、生活環境の保全上支障がないように、適正に収集、運搬及び処分を行うものとします。 なお、資源の循環利用等を図るため、次の処理手順を踏んで実施するよう努めます。 <ul style="list-style-type: none">・回収・分別・再使用・再生利用・熱回収・最終処分 地域における民間団体等と連携し、役割分担を確立するとともに、回収に係る技術的情報を共有することにより、効果的・効率的な回収に努めます。 |

| | | |
|---------|------|---|
| | | <p>② 不法投棄物の適正処理</p> <p>海岸漂着物等が不法投棄等によって生じたものであって、原因者の特定が可能な場合は、廃棄物処理法その他の関係法令の規定に基づく原状回復の措置の命令や行政指導など、当該原因者の責任においてその処理がなされるよう必要な措置を講じます。</p> <p>③ 災害廃棄物等の適正処理</p> <p>災害等に起因し大規模に漂着した流木やごみ等の海岸漂着物等の処理について、国と連携し青森県地域防災計画等に基づく緊急的な処理が円滑に実施できるように努めます。また、県及び市町村が緊急的に処理を行う場合には、国の災害関連補助制度等を活用するよう努めます。</p> <p>④ 海岸漂着危険物等の適正処理</p> <p>火薬や医療系廃棄物などの海岸漂着危険物等については、「海岸漂着危険物対応ガイドライン」、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」を遵守して適切に処理を行います。</p> |
| 国、県、市町村 | 漁業者等 | <p>⑤ 漂流ごみ等の円滑な処理</p> <p>地域住民の生活や漁業、観光業等の経済活動に支障を及ぼしている漂流ごみ等について、漁業者等の協力を得ながら処理を推進します。</p> |

(参考)海岸漂着物等の取扱いについて

地域住民及び非営利組織その他の民間団体等（以下、「民間団体等」という。）がボランティア活動として、海岸漂着物等を回収した際に発生した廃棄物については一般廃棄物となります。また、民間団体等が海岸管理者等からの事業委託等により、当該民間団体等の事業として、海岸漂着物等を回収する場合は、事業活動によって生じた廃棄物に該当し、その種類によって、一般廃棄物または産業廃棄物となります。

なお、市町村の一般廃棄物処理施設で一般廃棄物に併せて海岸漂着物である産業廃棄物を処理することとなる場合は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定に基づく財産処分（目的外使用）の手続きが必要となりますが、平成 20 年 10 月 17 日付け環廃対発第 081017003 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知「廃棄物処理施設の財産処分について」の「第 2 の 2 の(1)災害廃棄物である産業廃棄物を一般廃棄物処理施設で処理する際の財産処分（目的外使用）」に準じて包括承認事項と同様の取扱いとすることとされています。

(2) 海岸漂着物等の発生抑制

海岸漂着物は、現地調査の結果によれば、一部韓国、北朝鮮、中国、ロシア製のものが含まれるものの、ほとんどは国内由来のものとなっています。これらの海岸漂着物は、洪水や台風等の災害によって流木等が漂着する場合もあるものの、大半は県民等の活動に伴

って発生するごみ等が海岸に漂着することにより生じるものであり、内陸地域と沿岸地域が一体となって地域住民の環境保全に対する意識を高める必要があるといえます。このため、「青森県環境計画」及び「青森県循環型社会形成推進計画」等の各種施策に基づいて、3Rの推進による循環型社会の形成やごみ等の不法投棄防止などを推進し、発生抑制を行うことで海岸漂着物等の削減に努めます。

なお、レジャー利用や漁業等事業活動など、発生要因を概ね特定できる海岸漂着物等が多く発生している地域については、レジャー利用者や漁業等事業者への普及啓発や指導により意識の向上を図り、海岸漂着物等の発生抑制につなげます。

次に、海岸漂着物等の発生抑制に関する各施策とその内容を示します。

| 実施主体 | 協力者 | 施策・内容 |
|----------|------------------------|---|
| 県 市町村 | 国 県 市町村 民間団体等 | <p>「青森県環境計画」及び「青森県循環型社会形成推進計画」等に基づいて、以下の施策を実施していきます。</p> <p>① 3Rの推進による循環型社会の形成 3Rの推進を図り、県内におけるごみの発生抑制とごみの適正処理を確保することによって、循環型社会の構築に努め、生活に伴って発生する海岸漂着物等となり得るごみ等の発生抑制を図ります。</p> <p>② 発生の状況、原因等に関する実態の把握</p> <p>④ 海岸漂着物等に関する調査 定期的に海岸漂着物等の性状、発生状況や原因、経年的な量の推移等を把握するため必要な調査を行うよう努めます。</p> <p>⑤ 情報の共有 海岸漂着物等の発生の状況や原因の調査の結果等について、関係者間で情報を共有するとともに、ホームページ等を活用して積極的に地域住民に広報し、海岸漂着物等の問題に関する普及啓発に努めます。 また、海岸漂着物等の実態について、民間団体等や学識経験者による各種調査活動の結果を収集・整理し、施策に活用するように努めます。</p> <p>③ ごみ等の不法投棄の防止</p> <p>④ 不法投棄に関する規制措置の実施 海岸漂着物等の発生抑制を図るため、陸域や海域におけるごみ等の不法投棄防止対策を講じるよう努めま</p> |

| | | |
|---------------------|------------------|--|
| | | <p>す。ごみ等の不法投棄については、廃棄物処理法や海洋汚染防止法等に基づき規制されていることから、不法投棄に関する規制措置の適切かつ着実な実施に努めます。</p> <p>⑥ 地域住民の意識の高揚とモラルの向上</p> <p>地域住民に対して、海岸漂着物問題の周知を図り、不法投棄、散乱防止に係る環境教育等を実施するとともに、ホームページや広報紙等の媒体を活用して普及啓発を行い、広く地域住民の環境保全に対する意識の高揚とモラルの向上に努めます。</p> <p>⑦ 陸域等における不法投棄の防止</p> <p>流域圏におけるごみ等の不法投棄の防止を図るため、市街地、森林、農地、河川、海岸等、我々の日常の暮らしに関わる場所において、パトロール等の監視活動の実施による不法投棄の抑制や早期発見、警告看板の設置、地域における継続的な清掃活動の実施によるごみ等の投棄がしにくい地域環境の創出等、必要な措置を講じるよう努めます。</p> |
| <p>地域住民 事業者</p> | <p>県 市町村</p> | <p>④ ごみ等の水域等への流出または飛散の防止</p> <p>所持する物が水域等へ流出または飛散しないように、その所持する物や管理する土地を適正に取り扱い、海岸漂着物等の発生抑制に努めます。また、県及び市町村は、土地の管理者等に対し、土地の適正管理等について、必要な助言・指導を行うよう努めます。</p> <p>イベントや露店の営業等、一時的な事業活動が行われる土地の占有者または管理者は、当該事業活動を行う事業者に対して、事業活動に用いる器材等の適正な管理やごみ等の適正な処理に関し、必要な要請を行うことにより、これらの事業に伴って生じるごみ等の流出または飛散の防止に努めます。また、県及び市町村は、土地の管理者、事業者等に対して、器材等の適正管理等について、必要な助言・指導を行うよう努めます。</p> |

青森県における海岸漂着物等で大半を占めていた枝・流木、海藻などの自然系漂着物や、漁具や生活系の漂着物の発生抑制対策について、表 4-5 に示す環境省モデル調査（平成 19～20 年度）においてまとめられた発生抑制対策の取組例を抜粋して示します。各重点地域においては、これらを参考に発生抑制対策を検討するものとします。

表 4-5 発生抑制対策の取組例（その1）

（参考）発生源の種類が特定できるもの

| 区分 | ごみ等の種類 | 主たる排出者 | 主たる発生原因、経路 | 考えられる発生抑制対策 |
|-----|--|----------|----------------------------------|---|
| 生活系 | レジヤール用品（シート類、引火性機材、おもちゃ等）、食品の包装・容器、袋類、飲料用プラボトル・ガラスびん・缶 | レジヤール利用者 | レジヤール行為中の不注意による排出、ポイ捨て、意図的な放置や投棄 | マナーの向上及びごみの家庭への持ち帰り。海ごみ問題の普及啓発。ポイ捨てを禁止・処罰する美化条例等による規制強化。監視・取締りの強化。 |
| 生活系 | タバコの吸殻・フィルター・パッケージ・包装、使い捨てライター | 喫煙者 | ポイ捨て、吸殻入れからの流出 | マナーの向上。ポイ捨てを禁止・処罰する美化条例等による規制強化。 |
| 漁業系 | カキ養殖用パイプ | カキ養殖業者 | 作業時及び廃棄過程での管理不足、意図的な放置や投棄 | 養殖業者に対する海ごみ問題の普及啓発。漁業協同組合による回収したカキ養殖パイプの買取り。漁業者、行政の水産担当者などへの環境教育プログラムの実施。 |
| 漁業系 | ウキ・フロート・ブイ | 漁業者等 | 作業時及び廃棄過程での管理不足、意図的な放置や投棄 | メーカー、販売店、使用者の全体の協力により回収処理・リサイクルの更なる推進。発泡スチロール製フロートにはカバーの装着等により劣化・破片化の防止。漁業者、行政の水産担当者などへの環境教育プログラムの実施。 |
| 漁業系 | 漁網、ロープ、かご漁具、電球、魚箱、フジツボよけリング等 | 漁業者等 | 作業時の管理不足、意図的な放置や投棄 | 漁業者の意識改革の徹底。生分解性素材を用いた漁具の開発・利用。漁業者、行政の水産担当者などへの環境教育プログラムの実施。 |

※ 漂着ゴミに係る国内削減モデル調査総括検討会報告書（平成 21 年 3 月）から抜粋(一部修正)

表 4-5 発生抑制対策の取組例（その2）

（参考）発生源が特定できない、不特定多数であるもの

| 区分 | ごみ等の種類 | 主たる排出者 | 主たる発生原因、経路 | 考えられる発生抑制対策 |
|-----|--|--------|---|---|
| 生活系 | 飲料用プラボトル・ガラスびん・缶、ふた・キャップ、プルタブ | 不特定多数 | ポイ捨て、意図的な放置や投棄、各種施設等のごみ箱からの流出 | マナーの向上、外出時のごみの持ち帰り、家庭ごみの適正な分別排出、3Rの推進等に関する啓発活動。ごみ集積場における散乱防止（散乱防止ネットの利用等）。ポイ捨てを禁止・処罰する美化条例等による規制強化。回収・処理過程での流出防止。ペットボトル等の飲料用容器については、陸上での回収効率を上げる方策としてリユース・デポジット制の導入の検討。 |
| 生活系 | 食品の包装・容器、紙袋、6パックホルダー、ストロー・マドラー | 不特定多数 | ポイ捨て、意図的な放置や投棄、各種施設等のごみ箱からの流出 | マナーの向上、外出時のごみの持ち帰り、家庭ごみの適正な分別排出、3Rの推進等に関する普及啓発。ポイ捨てを禁止・処罰する美化条例等による規制強化。ごみ集積場における散乱防止（散乱防止ネットの利用等）。回収・処理過程での流出防止。 |
| 生活系 | 食器（割り箸含む）、くつ・サンダル、漂白剤・洗剤類ボトル、スプレー缶・カセットボンベ、衣服類、紙おむつ、くぎ・針金、電池（バッテリー含む）金属類、その他の人工物 | 不特定多数 | 意図的な放置や投棄、各種施設等のごみ箱からの流出 | マナーの向上、外出時のごみの持ち帰り、家庭ごみの適正な分別排出、3Rの推進等に関する啓発活動。ごみ集積場における散乱防止（散乱防止ネットの利用等）。回収・処理過程での流出防止。 |
| 自然系 | 流木、灌木 | — | 土石流や洪水流に伴って溪畔林や溪流沿いの森林、荒廃地、さらには河川内に発達した河畔林が浸食を受けて、流木が発生 | 溪畔林・河畔林管理の充実及び荒廃地の復旧による発生抑制対策。さらには流木捕捉施設等の整備など流木の流下抑制対策の実施。 |
| 自然系 | ヨシ | — | 刈り取り後に放置されたヨシが海に流出 | ヨシが漂着ごみになることを周知し、刈り取り後の適正処理・有効利用を推進。 |

※ 漂着ゴミに係る国内削減モデル調査総括検討会報告書（平成21年3月）から抜粋（一部修正）

(3) 普及啓発、環境教育及び消費者教育

県及び市町村は、地域住民等の意識の高揚とモラルの向上や海岸漂着物等の発生抑制を図るため、海岸漂着物等の現状及びその処理・発生抑制対策等の各種施策について、普及啓発、環境教育及び消費者教育の推進に努めます。

なお、他地域からの生活系海岸漂着物等が多く発生していると認められる地域については、内陸から沿岸に渡る流域圏の関係主体が一体となって、広域的な取組を検討するものとしします。

次に、海岸漂着物等の普及啓発、環境教育等に関する各施策とその内容を示します。

| 実施主体 | 協力者 | 施策・内容 |
|------------------|----------------------------------|---|
| <p>県 市町村</p> | <p>国 県 市町村 民間団体等</p> | <p>① 普及啓発 ホームページ、広報誌等の媒体の活用や、「青森県環境計画」、「青森県循環型社会形成推進計画」等に掲げる施策の方向に沿って、地域住民等に対して海岸漂着物等の現状や、その処理・発生抑制に関する施策を情報提供するなど、普及啓発に努めます。</p> <p>② 環境教育、消費者教育の推進 「青森県環境計画」、「青森県循環型社会形成推進計画」等に基づく環境教育の一環として、小中学校等と連携した海岸漂着物等の清掃体験活動を実施するなど、海岸漂着物等に係る現状、海岸の環境保全等に関する教育や学習の振興に努めます。 エシカル消費や3Rの取組を実践し、ごみ等を削減するなど、環境に負荷の少ない消費行動を促進させるため、消費者教育を推進するよう努めます。</p> <p>③ 普及啓発、環境教育等における民間団体等との連携 各地域で海岸清掃や環境教育、消費者教育の活動を実施している民間団体等と、情報共有など様々な連携を図ることにより、普及啓発や環境教育、消費者教育を推進するよう努めます。</p> |

5. 関係者の相互協力及び役割分担に関する事項

5.1 海岸漂着物対策に関する関係者の相互協力

海岸漂着物対策については、国、県、海岸管理者等、市町村、民間団体等の多様な主体が、それぞれの立場から積極的に取組を進めるとともに、各主体は相互に情報を交換しつつ、連携・協力するものとします。

(1) 民間団体、事業者等の積極的な参画の促進

国、県、海岸管理者等及び市町村は、民間団体、事業者等の連携・協力、積極的な参画が円滑にできるように、海岸漂着物等の問題に関する知識の普及、ボランティアに関する情報の提供等を行います。

(2) 自発的な意思の尊重と公正性・透明性の確保

国、県、海岸管理者等及び市町村は、民間団体、事業者等との連携・協力を際し、その自発性や主体性を尊重します。

また、様々な主体の相互理解や信頼関係の下に自発的な意欲をもって活動に参加し、相互に連携するため、県及び市町村は、連携する各主体間における公正性や透明性の確保に配慮します。

(3) 民間団体等との緊密な連携と活動の支援

1) 民間団体等との緊密な連携

国、県、海岸管理者等及び市町村は、海岸漂着物対策の推進にあたって、地域に貢献するとともに重要な役割を果たしている民間団体等と緊密な連携を確保します。

また、広報活動、調査研究等の結果の提供及び技術的助言による情報面での支援等を行うとともに、技術支援や各種の助成制度等に関する情報の提供を行い民間団体等の活動の支援に努めます。

2) 民間団体等の経験や技術等の活用

国、県、海岸管理者等及び市町村は、青森県海岸漂着物対策推進協議会等の機会を活用して民間団体等と連携を図り、これらが有する知見やネットワーク等を施策に活用するように努めます。

3) 民間団体等の活動における安全性の確保

国、県、海岸管理者等及び市町村は、民間団体等が実施する海岸漂着物等の回収に際し、使用済みの注射器等の医療廃棄物や内容物が入った廃ポリタンク・ガスボンベ等の危険物に対する安全性の確保を図るため、必要な情報の提供、危険物管理に関する知識の普及や助言等を行うよう努めます。

(4) 国際協力の推進

1) 世界的な取組への積極的な協力

県、海岸管理者等及び市町村は、国が実施する世界的な取組や関係国との連携、協力の推進に必要なデータを提供するなど、国に積極的に協力するものとします。

2) 周辺国への要請の実施等

県、海岸管理者等及び市町村は、外国由来の海岸漂着物について、国が実施する周辺国への原因究明や対策の実施要請・協議等に協力するものとします。

また、近年、大量に漂着している廃ポリタンクや医療廃棄物などの海岸漂着危険物について、漂着状況の把握に努め、遅滞なく国に情報提供を行うものとします。

5.2 海岸漂着物対策に関する関係者の役割分担

海岸漂着物対策の実施にあたっては、国の基本方針に沿って、国、県、海岸管理者等、市町村、民間団体等の多様な主体が、適切な役割分担の下で進める必要があります。

以下に各主体の主な役割を示します。

(1) 国の役割

- 外交上の適切な対応が図られるようにするとともに、海岸漂着物には周辺国から日本の海岸に漂着する物がある一方で、日本から周辺国の海岸に漂着する物もあることを考慮し、海岸漂着物に関する問題が日本及び周辺国にとって共通の課題であるとの認識に立って、その解決に向けた国際協力の推進を図ります。
- 海岸漂着物処理推進法に規定する基本理念にのっとり、総合的な施策を策定、実施します。
- 都道府県間における協力を円滑に行うため必要があると認めるときは、当該協力に関し、あっせんを行います。
- 海岸漂着物等の発生の抑制に必要な施策を効果的に推進するため、定期的に、海岸漂着物等の性状、発生の状況や原因、経年的な量の推移等に関する調査を行うよう努めます。
- 海岸漂着物等の処理等に関する活動に取り組む民間団体等が果たしている役割の重要性に留意し、これらの民間団体等との緊密な連携の確保及びその活動に対する支援に努めます。また、その支援に際し、民間団体等の活動の安全性を確保するため、十分な配慮を行うよう努めます。

- 海岸漂着物等の処理等に関し、広報活動等を通じて普及啓発を図るよう努めます。
- 海岸漂着物対策を効果的に推進するため、海岸漂着物等の効率的な処理、再生利用、発生の原因の究明等に関する技術開発、調査研究等の推進及びその成果の普及に努めます。
- 海岸漂着物対策を推進するために必要な財政上の措置を講じます。

(2) 県の役割

- 海岸漂着物処理推進法に規定する基本理念にのっとり、海岸漂着物対策に関し、県区域の自然的社会的条件に応じた施策を実施します。
- 青森県海岸漂着物対策推進協議会を運営し、地域計画の変更に関する協議や、海岸漂着物対策の推進に係る連絡調整等を行います。
- 海岸漂着物等の発生状況を把握し、海岸漂着物等の多くが他の都道府県から流出したものであることが明らかであると認めるときは、海岸管理者等の要請に基づき、当該他の都道府県に対して、必要に応じて、海岸漂着物等の処理等に関して協力を求めるものとします。
- 海岸漂着物等の発生の抑制に必要な施策を効果的に推進するため、定期的に、海岸漂着物等の性状、発生の状況や原因、経年的な量の推移等に関する調査を行うよう努めます。
- 海岸漂着物等の処理等に関する活動に取り組む民間団体等が果たしている役割の重要性に留意し、これらの民間団体等との緊密な連携の確保及びその活動に対する支援に努めます。また、その支援に際し、民間団体等の活動の安全性を確保するため、十分な配慮を行うよう努めます。
- 海岸漂着物等の処理等に関し、広報活動等を通じて普及啓発を図るよう努めます。

(3) 海岸管理者等の役割

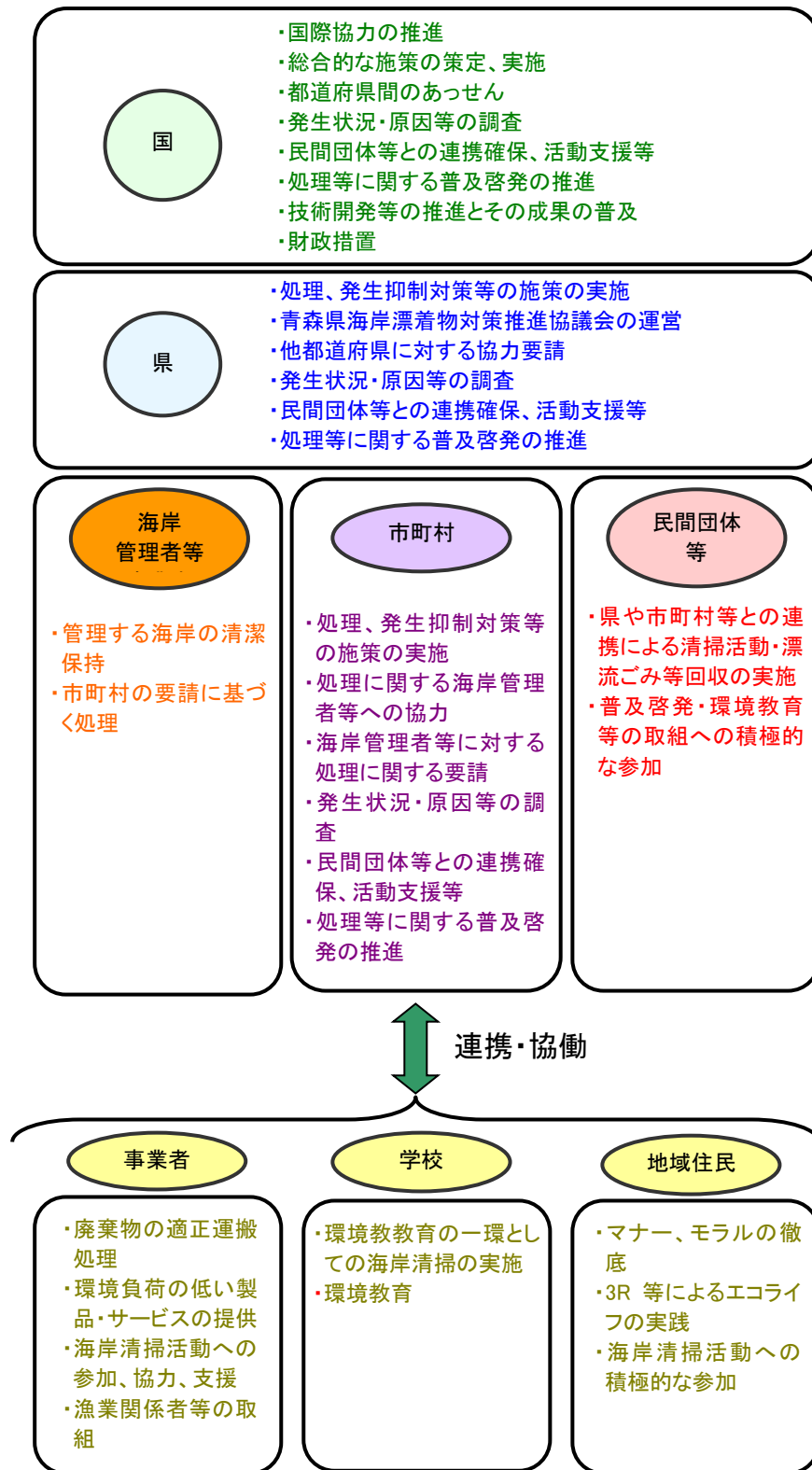
- 管理する海岸の土地において、その清潔が保たれるよう海岸漂着物等（漂流ごみ等を除く。）の処理のため必要な措置を講じます。
- 市町村から海岸漂着物等の処理に関し要請を受けた場合、当該要請の趣旨を踏まえてその内容を検討し、必要があると判断する場合には、海岸漂着物等の処理のため所要の措置を講じます。

(4) 市町村の役割

- 海岸漂着物処理推進法に規定する基本理念にのっとり、海岸漂着物対策に関し、市町村区域の自然的社会的条件に応じた施策を実施します。
- 海岸漂着物等の処理に関し、必要に応じ、海岸管理者等又は海岸の土地の占有者等に協力します。
- 海岸管理者等が管理する海岸の土地に海岸漂着物等が存することに起因して、住民の生活又は経済活動に支障が生じていると認めるときは、当該海岸管理者等に対し、必要に応じて、当該海岸漂着物等の処理に関する措置を講ずるよう要請します。
- 海岸漂着物等の発生の抑制に必要な施策を効果的に推進するため、定期的に、海岸漂着物等の性状、発生の状況や原因、経年的な量の推移等に関する調査を行うよう努めます。
- 海岸漂着物等の処理等に関する活動に取り組む民間団体等が果たしている役割の重要性に留意し、これらの民間団体等との緊密な連携の確保及びその活動に対する支援に努めます。また、その支援に際し、民間団体等の活動の安全性を確保するため、十分な配慮を行うよう努めます。
- 海岸漂着物等の処理等に関し、広報活動等を通じて普及啓発を図るよう努めます。

(5) 民間団体等の役割

- 県や市町村等と連携して、自ら主体となって地域での清掃活動を行うなど、地域活動を積極的にリードしていくよう努めます。
- 海岸漂着物等の普及啓発、環境教育及び消費者教育の取組に積極的に参加するよう努めます。
- 漁業者等は、漂流ごみ等の円滑な処理のため、県や市町村等と連携、協力するよう努めます。



資料：環境省「海岸漂着物処理推進法に基づく地域計画作成のための手引き」

関係者の役割と連携・協働のイメージから抜粋（一部修正）

図 5-1 関係者の相互協力及び役割分担のイメージ

5.3 青森県海岸漂着物対策推進協議会の運営

策定した地域計画に基づき、海岸漂着物等に関する適切な措置・対策を実施するためには、国、県、市町村、地域住民などが共通認識の下で、それぞれの役割を果たしながら、互いに連携・協働して取り組む必要があります。

このため、図 5-2 に示すように、海岸漂着物処理推進法第 15 条の規定により、関係者での連絡調整の場として設置している「青森県海岸漂着物対策推進協議会」（以下、「協議会」という。）を引き続き開催し、関係者が相互に地域計画の取組状況等を定期的に確認するとともに、実績報告等をもとに今後の施策に関するフォローアップをしていくことで、効果的な海岸漂着物対策を推進するものとします。

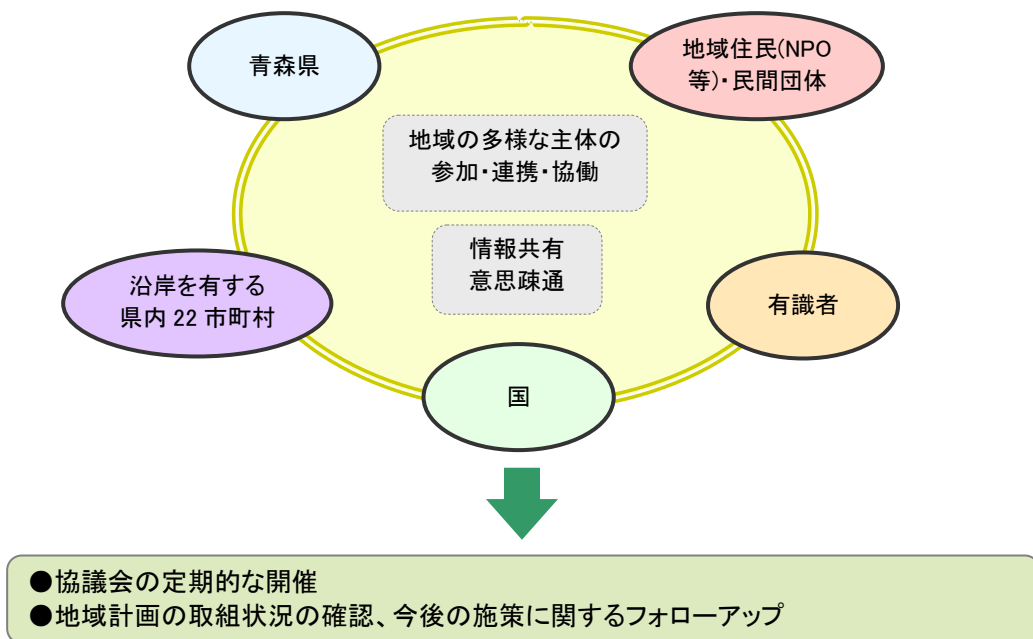


図 5-2 青森県海岸漂着物対策推進協議会による連携・協働体制のイメージ

6. 対策実施にあたり配慮すべき事項及びその他海岸漂着物対策の推進に関し必要な事項

6.1 モニタリングの実施

県は、必要に応じて地域計画に基づく回収事業などの実施結果の分析・検証を行い、この結果を協議会に報告します。協議会では、この結果に基づき、今後の回収事業などにおける改善策などを検討します。

県では、回収事業などの実施結果とともに、決定した今後の回収事業などにおける改善策などを広く地域住民に周知します。

6.2 災害等の緊急時における対応

県、市町村及び海岸管理者等は、災害などにより、大量の海岸漂着物等や危険物が漂着した場合、青森県地域防災計画における廃棄物の処理等に準じて対応します。

また、国籍不明の船舶等の漂流・漂着等については、青森県漂流・漂着船等に係る対応要領により対応します。

なお、災害などに起因せず、大量の海岸漂着物等が漂着した場合は、速やかに情報収集に努め、下記により地域住民への周知及び迅速な処理を実施するよう努めます。

緊急時における対応

- ・ 海岸管理者等（県、市町村の状況確認者を含む）は、海岸漂着物等の状況（場所、確認日時、種類、量、危険物の有無など）を把握し、県環境生活部環境政策課へ報告します。
- ・ 県及び市町村は、住民に漂着状況を周知し、注意喚起（特に危険物確認の場合、不用意に触れることなく最寄りの市町村に連絡するなど）を行います。
- ・ 県環境生活部環境政策課は、これらの報告に基づき速やかに関係機関に連絡し、迅速な処理につなげます。

6.3 地域計画の推進にあたって

(1) 地域計画の進行管理

地域計画作成後、計画の着実な推進を図るため、市町村が毎年度地域計画に基づいて作成する事業計画をとりまとめ、また、実績報告等を行うなど、協議会において地域計画の進行管理を行います。

(2) 地域計画の見直し

この地域計画に定める海岸漂着物対策の推進のために必要な経費は、海岸漂着物処理推進法第 29 条において講じることとされている財政上の措置による財源をもって充てることを基本とするものです。

したがって、今後の地域計画に定める海岸漂着物対策の推進にあたっては、この財政上の措置の状況を勘案しながら、柔軟に対応していく必要があります。

また、県内における海岸漂着物対策については、今後の県内における対策の進展や青森県海岸漂着物対策推進協議会の意見等を踏まえ、これらの成果や新たに生じてくる課題等に柔軟に対応していく必要があります、国の基本方針においても、施策の実施状況等を勘案し、施策の改善又は新たな施策の検討等必要な措置を講ずるものとされています。

このように、本地域計画は、海岸漂着物対策を取り巻く様々な状況の変化に対応していくものであり、必要に応じて内容の見直しを行うものとしします。